

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
 - 2 会期の決定
 - 3 諸般の報告
 - 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
 - 5 決議案第1号 嶋澤達也議員に対する議員辞職勧告決議
 - 6 同意第1号 町医の委嘱につき同意を求めることについて
 - 7 議案第1号 平成19年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
 - 8 議案第2号 平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 - 9 議案第3号 平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
 - 10 議案第4号 平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第3号）
 - 11 議案第5号 平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第2号）
 - 12 議案第6号 平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
 - 13 議案第7号 平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第3号）
 - 14 議案第8号 平成19年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）
- 町長施政方針
- 15 議案第9号 町道路線の認定について
 - 16 議案第10号 太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 17 議案第11号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - 18 議案第12号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
 - 19 議案第13号 太子町在宅老人介護手当支給条例を廃止する条例の制定について
 - 20 議案第14号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 21 議案第15号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 22 議案第16号 太子町後期高齢者医療に関する条例の制定について
 - 23 議案第17号 太子町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
 - 24 議案第18号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について
 - 25 議案第19号 平成20年度兵庫県太子町一般会計予算
 - 26 議案第20号 平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
 - 27 議案第21号 平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
 - 28 議案第22号 平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算
 - 29 議案第23号 平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
 - 30 議案第24号 平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
 - 31 議案第25号 平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
 - 32 議案第26号 平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
 - 33 議案第27号 平成20年度兵庫県太子町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
 - 2 会期の決定
 - 3 諸般の報告
 - 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
 - 5 決議案第1号 嶋澤達也議員に対する議員辞職勧告決議
 - 6 同意第1号 町医の委嘱につき同意を求めることについて
 - 7 議案第1号 平成19年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第3号)
 - 8 議案第2号 平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
 - 9 議案第3号 平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第3号)
 - 10 議案第4号 平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算(第3号)
 - 11 議案第5号 平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算(第2号)
 - 12 議案第6号 平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
 - 13 議案第7号 平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算(第3号)
 - 14 議案第8号 平成19年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第3号)
- 町長施政方針
- 15 議案第9号 町道路線の認定について
 - 16 議案第10号 太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 17 議案第11号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - 18 議案第12号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
 - 19 議案第13号 太子町在宅老人介護手当支給条例を廃止する条例の制定について
 - 20 議案第14号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 21 議案第15号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 22 議案第16号 太子町後期高齢者医療に関する条例の制定について
 - 23 議案第17号 太子町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
 - 24 議案第18号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について
 - 25 議案第19号 平成20年度兵庫県太子町一般会計予算
 - 26 議案第20号 平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
 - 27 議案第21号 平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
 - 28 議案第22号 平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算
 - 29 議案第23号 平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
 - 30 議案第24号 平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
 - 31 議案第25号 平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
 - 32 議案第26号 平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
 - 33 議案第27号 平成20年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 追加日程第1 発議第1号 学校給食共同調理センター問題調査特別委員会の設置について
- 追加日程第2 意見書案第1号 米兵による女子中学生拉致暴行事件に対する意見書の提出について
- 追加日程第3 決議案第2号 米兵による女子中学生拉致暴行事件に対する抗議決議
- 会議に出席した議員

1 番 井 川 芳 昭
3 番 中 島 貞 次
5 番 服 部 千 秋
7 番 井 村 淳 子
9 番 嶋 澤 達 也
11 番 熊 谷 直 行
13 番 村 田 興 亞
15 番 橋 本 恭 子

2 番 清 原 良 典
4 番 上 山 隆 弘
6 番 長 谷 川 原 司
8 番 中 井 政 喜
10 番 花 畑 奈 知 子
12 番 上 田 富 夫
14 番 桜 井 公 晴
16 番 北 川 嘉 明

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長 山 本 修 三
書 記 藤 井 仁 美

書 記 木 村 和 義
書 記 西 田 美 智 子

説明のため出席した者の職氏名

町 長 首 藤 正 弘
教 育 長 圓 尾 哲 一
生活福祉部長 丸 尾 満
教 育 次 長 塚 原 二 良
監 査 委 員 森 川 勝

副 町 長 八 幡 儀 則
総 務 部 長 佐 々 木 正 人
経 済 建 設 部 長 富 岡 慎 一
財 政 課 長 香 田 大 然

議長あいさつ

議長（北川嘉明） 開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

寒さの中にも早春の吐息が感じられる季節となってまいりましたが、議員各位には極めてご健勝にてご参集を賜り、本日ここに平成20年第1回太子町議会定例会（第411回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことにご同慶にたえません。今期定例会では、平成20年度本町行政の根幹となる当初予算を初め人事案件、補正予算、条例の改正、組合規約の変更など、多数の重要案件を長期間にわたりご審議いただくことになっております。

さて、政府は三位一体改革の後を受けて新たに地方分権改革を推進すべく、魅力ある強い地方をつくるため、地方分権改革推進法を提案され、ようやく分権改革の議論が始まっております。今後は、この法律に基づき、政府が作成する地方分権推進計画に地方の意見をいかに反映させるかが焦点となっておりますが、本町議会においてもあらゆる機会を通じ

て真の分権社会の実現を目指して行動していかねばならないと感じております。

また、地方自治体にも徹底した行財政改革と効率的な運営が求められております。

平成20年度の町政運営の方針につきましては、後ほど町長から説明がございまして、会期中には新年度予算審査のための一般会計予算特別委員会の設置も予定されているところであります。

議員各位におかれましては、格段のご精励を賜り、慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。まことに簡単措辞ではございますが、開会のごあいさつといたします。

町長。

~~~~~

#### 町長あいさつ

町長（首藤正弘） 皆さんおはようございます。

平成20年第1回太子町議会定例会（第411回町議会）が開会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まだまだ寒い日が続いていますが、議員各位におかれましては、公私ともご多忙のところをご健勝にて本会議にご出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

平素は町行政各般の伸展にご理解、ご協力を賜っておりますことにまことにご同慶にたえない次第であります。

さて、今期定例会におきましては、予算案件として平成19年度補正予算8件、平成20年度当初予算案9件、そのほか人事案件1件、条例案件8件、その他の案件2件の計28件の議案を提出させていただいております。ご審議をお願い申し上げるものでありますが、また後日追加で条例案件2件を提出させていただく予定といたしております。

提出させていただきました各案件の内容につきましては、後ほど説明させていただきたく存じますが、何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。また、まことに簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

~~~~~

(開会 午前9時59分)

議長(北川嘉明) ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成20年第1回太子町議会定例会(第411回町議会)を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(北川嘉明) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、9番嶋澤達也議員、10番花畑奈知子議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

議長(北川嘉明) 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月26日までの28日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月26日までの28日間に決定しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

議長(北川嘉明) 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案28件が提出されました。したがって、議案はその件名一覧表をつけてお手許に配っておきましたからご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成19年度11月分及び12月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手許に配っておきましたからご了承願います。

次に、一部事務組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みですのでご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職氏名はお手許に配っております一覧表のとおりです。このうち森川勝監査委員には、本日の会議のみ出席要求をいたしておりますのでご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

議長(北川嘉明) 日程第4、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告です。

各常任委員会の委員長から会議規則第77条の規定に基づき、総務常任委員会が1月10日、23日及び2月6日の委員会開催分、福祉文教常任委員会が1月9日及び2月13日の

委員会開催分、経済建設常任委員会が1月8日及び2月12日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですのでご了承願います。

これで常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

日程第5 決議案第1号 嶋澤達也議員  
に対する議員辞職勧告決議  
議長（北川嘉明） 日程第5、決議案第1号嶋澤達也議員に対する議員辞職勧告決議を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、嶋澤達也議員の退場を求めます。

（嶋澤達也議員 退場）

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して上山隆弘議員。

上山隆弘議員 嶋澤達也議員に対します議員辞職勧告決議案に対しまして趣旨説明を行います。

太子町内におきましても、いまだまだ議員を続けておるのか、どうなっているんだということが我々議員に対しても日常の生活の中で言葉を投げかけられております。

嶋澤議員に対しましての決議の趣旨説明につきましては、決議案を読ませていただきまして趣旨説明とさせていただきます。

今般、嶋澤達也議員は、平成20年1月10日、太子町内において委員会終了後帰宅途中、車両の整備不良による取り調べを警察より受け、その際無免許運転であったことが判明しました。18時13分、逮捕となりました。

取り調べの中、平成5年11月に免許の取り消し処分を受け、14年以上にわたり無免許状態であった事実も判明いたしました。

同議員は3期目の議員であり、振り返れば、初当選以前から無免許による運転を行っていたこととなります。その間、住民間でも車を運転する姿を目撃されており、ここから

無免許による運転を行っていたことが推測できます。

我々議会議員は住民の信託を受けた代表であり、法令遵守のもと、その職責の重さの自覚と高い倫理観、高い見識を持ち議員活動に努めなければならず、またその姿が町民の代表者として認識され、議会全体の取り組みを示すことにつながります。

このたびの行為は、議員という立場、公職といわれる者でなくても一般社会に生活する上で当たり前の法律を無視するものであり、一個人にとどまらず、町議会が築いてきた町民との信頼関係を踏みにじる行為である。さらに、太子町議会の品位と名誉を著しく失墜させるものであり、車社会に生きるすべての人々と太子町の住民の信用を惑わせるものでございます。事態に対する同議員の社会的、道義的責任は極めて重いものと言わざるを得ません。

言うまでもなく、議員の身分に関する決議は敬けんにして扱われるべきではございません。しかし今、太子町議会がこの事態に対しどのような態度を示すのか町民から厳しい目が向けられている中、議会または議員に信頼を求められる社会状況において民間社会での価値観を理解するものとしても町民が投じた投票用紙一枚一枚の重さを理解し、今後より一層太子町議会、また議員が町民の信頼にこたえる存在であり続けるために、同議員は公人としてみずからその責任を重く受けとめ、けじめをつけるべきである。よって、本町議会は嶋澤達也議員が責任を痛感され、みずから議員を辞職するよう勧告するものである。

以上、決議の案文を読ませていただきました。これによって、趣旨説明とさせていただきます。

以上です。

議長（北川嘉明） 以上で趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

この際、ご報告申し上げます。本日嶋澤達也議員から発言を求められておりますので、これを許可します。

（嶋澤達也議員 入場）

嶋澤達也議員、発言を許可します。

嶋澤達也議員 このたび辞職勧告決議案を出されたこと、それについては真摯に受けとめ、十分に反省しております。

また、太子町及び太子町議会の方々について非常にご迷惑をおかけしまして申しわけなく、十分に反省しております。

事件の詳細については皆さんご存じのことと思います。長年にわたり厚かましく生活できてきたことについて本当に恥ずかしい思いでいっぱいです。ただただ何を言いましても自分自身十分に反省をし、一日も早く町民の方々、また関係者の皆さんに信頼を取り戻すように努力していく所存でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

議長（北川嘉明） 嶋澤達也議員、再度退場をお願いします。

（嶋澤達也議員 退場）

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

3番中島貞次議員。

中島貞次議員 嶋澤達也議員に対する議員辞職勧告決議案に賛成します。

14年前に運転免許の取り消しを受けたが、その後も平然と車を乗り続けてきたその神経を疑います。この14年という時の重さ、過失で済む問題ではなく、故意による無免許運転であるその罪は重いと思います。しかも、議員であり、公人である立場の者が故意に法律違反を犯し続けてきたというこの事実は非常に許しがたく、町民の怒りはいまだ静まりそうもありません。

また、嶋澤氏は議員としての2期8年と3

期目の1年、合計9年間太子町議会に対して重大な法律違反をしていたことを隠してきました。その間も堂々と車を運転し続けてきました。

次に、国民主権の世の中、町民をだまし続けた罪は重い。町民に奉仕すべき議員が、町民の模範となるべき公人である議員が町民をだまし続けてきた罪は非常に重いと考えられます。

しかし、警察に逮捕されてより、その後の態度、行動を見るにつけ、自分自身を悔い改めてみずから議員辞職するかと思ったが、今なお議会にとどまっています。あくまで議員という権威にすがろうとするその姿は潔さのみじんのかけらもなく醜い姿に映ってしまいます。町民に育てていただいた芳恩感謝の気持ちがあるのであれば、議員という立場に固執しなくても一町民として太子町民のために働き続ける道を選択した方が本人のため、町民のため、議会のためには最良の道ではないかと考え、この辞職勧告決議案に賛成します。

以上です。

議長（北川嘉明） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 原案賛成の方の発言を許します。

7番井村淳子議員。

井村淳子議員 7番井村淳子でございます。

嶋澤達也議員に対する辞職勧告決議に賛成の立場から討論を申し上げます。

嶋澤達也議員は、去る1月10日、先ほども説明ありましたが、道路交通法違反無免許運転の現行犯で逮捕されました。ご存じのとおり、道路交通法違反の中でも無免許運転は大変重いものであります。嶋澤議員は1993年11月に免許取り消し処分を受けて以降再取得しておらず、無免許であることを自覚しながら罪の意識もなく14年以上という長期間にわたり法律を犯しました。この不注意、不徳と

いう次元ではない反社会的行為は町民のほとんどの方が議員として許されない行為であると見ています。この確信犯とも考えられる無免許運転は、議員としてだけでなく、一町民として断じて許されることではありません。

1月10日逮捕のテレビニュース、また各新聞報道以降もうすぐ2カ月を迎えますが、多くの住民より嶋澤議員は辞職しないのかとの声を聞いており、その対応、身の処し方を尋ねられ、苦慮しているところであります。

このたびの辞職勧告によらずとも責任の重大さを認識し、もっと早い時期に潔く議員辞職をみずから決断してほしかったと強く思うところであります。

今回の嶋澤議員の違反行為は、太子町民と太子町議会との信頼関係を大きく損ねるものとなりました。議会でこのようなことを犯した議員をかばうようなことがあっては町民に対して背信行為になるかと思えます。

今後の太子町議会の名誉と町民への信頼回復に努めるためにも速やかに議員を辞職すべきであると考え、私の賛成討論といたします。

以上です。

議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから決議案第1号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

議長（北川嘉明） ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第

32条第2項の規定によって、立会人に7番井村淳子議員及び8番中井政喜議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

議長（北川嘉明） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

議長（北川嘉明） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（職員点呼、投票）

議長（北川嘉明） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

7番井村淳子議員及び8番中井政喜議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

議長（北川嘉明） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 14票です。

投票のうち賛成 12票、反対 2票

以上のとおり賛成が多数です。したがって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

（嶋澤達也議員 入場）

~~~~~

日程第6 同意第1号 町医の委嘱につき同意を求めることについて
議長（北川嘉明） 日程第6、同意第1号 町医の委嘱につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 同意第1号町医の委嘱につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

町医の島津幸作氏より平成20年3月31日付をもって辞任したい旨の申し出がありましたので、その後任としてたつの市揖保郡医師会よりご推薦をいただきました太子町立岡121番地8在住の二ノ丸眞也氏に委嘱したいため、太子町町医及び太子町公立学校医設置条例第2条の規定に基づき、町議会の同意を求めるものであります。

二ノ丸眞也氏は、参考資料として経歴調書のとおり、大学病院等での豊富な経験をもとに現在開業医として町民の皆さんの健康維持に努めていただいております。町医の適任者であると存じます。よろしくご審議を賜り、原案のとおりご同意いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は、同意人事に関する議案ですので、議事の順序を省略して、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第1号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

議長（北川嘉明） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に9番嶋澤達也議員及び10番花畑奈知子議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

議長（北川嘉明） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

議長（北川嘉明） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（職員点呼、投票）

議長（北川嘉明） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

9番嶋澤達也議員及び10番花畑奈知子議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

議長（北川嘉明） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 15票です。

投票のうち賛成 14票、反対 1票

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意されまし

た。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

~~~~~  
日程第7 議案第1号 平成19年度兵  
庫県太子町一般会計補正予算  
(第3号)

議長(北川嘉明) 日程第7、議案第1号  
平成19年度兵庫県太子町一般会計補正予算  
(第3号)を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長(北川嘉明) 本案について提案理由  
の説明を求めます。

町長。

町長(首藤正弘) 議案第1号平成19年度  
兵庫県太子町一般会計補正予算(第3号)に  
ついて説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経  
費の補正、繰越明許費の設定及び地方債の補  
正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総  
額から歳入歳出それぞれ1億540万3,000円を  
減額し、歳入歳出予算の総額を83億6,814万  
8,000円とするものであります。

歳入予算については、自動車取得税交付  
金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、  
国庫支出金、県支出金、繰入金、町債の減額  
と配当割交付金、財産収入、諸収入の追加で  
あります。

歳出予算については、総務費、民生費、衛  
生費、農林水産業費、土木費、消防費、教育  
費の減額であります。

次に、繰越明許費として翌年度に繰り越し  
して使用できる経費を1事業2,460万円と設定  
しております。

また、地方債の補正については、歳入予算  
の補正にあわせて1事業の限度額を変更する  
ものであります。

詳細につきましては副町長より説明申し上  
げますので、よろしくご審議を賜り、原案の  
とおり議決いただきますようお願い申し上

げ、提案説明とさせていただきます。

議長(北川嘉明) 副町長。

副町長(八幡儀則) ただいま上程されま  
した議案第1号平成19年度兵庫県太子町一般  
会計補正予算(第3号)について詳細説明を  
申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管  
理費、節11 需用費の印刷製本費142万9,000円  
の追加につきましては、町例規集の追録費で  
ございまして、地方自治法の改正による影響  
から、上半期には町例規の新規制定が多く、  
予算の多くを執行しております。下半期の執  
行見込み額を推測し、不足する額を追加させ  
ていただくものでございます。節13 委託料リ  
ソグラフ保守点検委託料の減額は、かねてよ  
りリースで導入しておりますリソグラフが平  
成19年度より新機種になり、新規導入した初  
年度は保証期間であることから、保守点検料  
が不要となったものでございます。

目11 自治振興費、節8 報償費の退職者永年  
勤続表彰記念品の追加は、死亡退職1名、勸  
奨退職1名、普通退職1名の計3名分を追加  
するものでございます。

目13 基金費の追加は、当初予算で見込んで  
おりました基金利息と決算見込み額との差額  
を追加して基金へ積み立てるものでございま  
す。

11ページをお願いいたします。

項2 徴税費、目2 賦課徴収費、節13 委託料  
147万円の減額は、固定資産税データ更新委  
託料で、当初見込み額について交渉の結果発  
生した不用額でございます。

項4 選挙費、目3 参議院議員選挙費228万  
1,000円の減額は、国からの委託金が確定し  
たことによるものでございます。

12ページをお願いいたします。

款3 民生費、目1 社会福祉総務費の追加  
は、国民健康保険特別会計繰出金でありま  
す。職員給与費等繰出金、その他一般会計繰  
出金を追加するものでございます。

目2 老人福祉費、節20扶助費300万3,000円の減額は、長寿祝金や老人保護措置費などの決算見込みによるものでございます。また、節28繰出金5,911万3,000円の追加につきましては、介護保険特別会計繰出金であります。内訳としましては、保険給付事業繰り出し5,686万1,000円の追加と介護サービス事業繰り出し225万2,000円の追加でございます。

目3 老人医療費、節13委託料252万円の追加は、本年4月より始まります後期高齢者医療制度に対応するためのシステム開発委託料の追加でございます。現在の老人保健制度では社会保険加入者の扶養家族となっております75歳以上の方々には保険料の負担がありませんが、後期高齢者医療制度にあっては保険料の負担が発生することとなります。この激変緩和措置として半年間は保険料納付が凍結され、その後半年間は9割を減免する円滑導入策が決定されたことによるシステム開発費でございます。この費用については、後ほど歳入でご説明いたしますが、全額が国庫補助金で財源措置をされます。節28繰出金748万3,000円の追加につきましては、老人保健特別会計繰出金であります。この内訳は、一般管理費が13万1,000円、医療給付費が722万円、審査支払手数料が13万2,000円でございます。

13ページをお願いいたします。

目5 障害者福祉費の扶助費の増減につきましては、各事業費のそれぞれ決算見込みによるものでございます。

項2 児童福祉費、目2 保育所費、節7賃金の減額につきましては、パート保育士、パート調理員の年休付与分及び勤務時間が当初見込みよりも少なかったことによるものでございます。

目3 保育所運営費、節19の一時的保育事業の補助金の減額は、定額払いから件数払いへと支払い基準を変更したことによるものでございます。また、3歳未満児受入れ対策事業補助金の減額は、歳入側で減額しております県補助金の廃止によるものでございます。節

20扶助費の減額につきましては、私立保育園に通う年齢層の構成によるものでございまして、当初見込みより3歳未満児の入所が少なかったことによる減額でございます。

14ページをお願いいたします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目4 環境衛生費の減額は、揖龍保健衛生施設事務組合負担金の火葬場運営に係る管理運営費の減額でございます。

項2 清掃費、目1 清掃総務費の減額は、エコロに係る経費負担の減額でございまして、大規模改修に伴い定期補修、点検委託料が減額になったことや一部事務組合の基金を取り崩したことなどにより負担額が6,669万8,000円減少されたものでございます。資源ごみ集団回収運動奨励金は、773万円の予算現額に対しまして12月末で約560万円の執行でございまして、昨年度の1月から3月までの実績を勘案して、その不用額93万5,000円を減額するものでございます。

款6 農林水産業費、項1 農業費、目6 農地費、節19負担金補助及び交付金214万1,000円の減額は、県営福井大池公園整備事業負担金と農地・水・環境保全推進協議会負担金でございます。福井大池公園整備については、工事の入札差金、推進協議会負担金の減額は、活動参加集落が17集落から14集落に減少したことによるものでございます。

項2 林業費、目1 林業振興費55万5,000円の減額は、ヒナサイ山地形測量委託料の減額でありまして、入札差金によるものでございます。

15ページをお願いいたします。

款8 土木費、項4 都市計画費、目1 都市計画総務費、節13委託料45万円の減額は、簡易耐震診断推進事業業務委託料でありまして、当初は20件の申請を見込んでおりましたが、今年度は5件と見込まれることから、歳出予算を減額し、あわせて歳入の国庫支出金、県支出金、個人負担金を減額いたしております。節19のまちづくり活動助成金の減額は、計画策定団体であるJR網干駅西南地区への

アドバイザー派遣を中止したことによるものでございます。

目3 下水道事業費25万1,000円の減額につきましては、前処理場事業特別会計の補正予算に伴うものでございます。

目4 公園管理費、節13委託料258万円の減額のうち太田公園水路土砂浚渫作業委託料は、現在の水路状況から判断して、今年度の浚渫作業を見送ることとしたものでございます。都市公園樹木剪定・防除委託料及び太子山公園林床整備委託料の減額は、入札差金によるものでございます。

目5 公園事業費、節22補償、補填及び賠償金200万円の減額につきましては、総合公園物件補償でありまして、今年度より再開しました山林部分の用地買収において立木補償経費を計上しておりましたが、その補償が発生する部分の買収が来年度に実施することになったことからの減額でございます。あわせて、事業費の75%を町債で予算措置しておりましたので、歳入側の土木債150万円も減額いたします。

款9 消防費、項1 消防費、目1 常備消防費の補正につきましては、消防事務委託料の減額であります。消防費に係る基準財政需要額が4億1,905万1,000円に確定したことによりまして、377万3,000円の減額となり、たつの市への消防に係る県移譲事務交付金が確定し、4万8,000円増額となったことから、都合372万5,000円を減額するものでございます。

款10教育費、項2 小学校費、目1 学校管理費257万9,000円の補正につきましては、平成20年度において斑鳩小学校で1学級、太田小学校で3学級、石海小学校で1学級の計5学級が増える見込みであることから、現在家庭科室や教材収納などに使用している部屋を普通教室へ改修するための修繕料を追加するものでございます。あわせて、教材等を別途に収納するスペースを確保するために、備品購入費でプレハブ物置購入費を計上いたしております。この物置は石海小学校と太田小

学校に設置する予定でございます。

目2 教育振興費175万6,000円の減額は、スクールアシスタントの勤務日数が減少したことによるものでございまして、それに伴います費用弁償の旅費も減額いたしております。

16ページをお願いいたします。

項3 中学校費、目1 学校管理費の518万7,000円の減額は、東中学校の下水道接続工事費の入札残でございます。

目2 教育振興費のうち節9 旅費、節19負担金補助及び交付金の減額につきましては、外国青年招致事業費の決算見込みによるものでございます。また、節20扶助費の減額につきましては、要保護、準要保護対象者が当初見込み41件に対し決算見込みが39件ということで、不用額が生じたものでございます。また、特別支援教育就学奨励費は支給対象者9名見込みに対して実績は8名ということで、5万3,000円減額をいたします。

項4 幼稚園費、目1 幼稚園管理費、節7 賃金230万円の減額につきましては、パート教諭の預かり保育対応の勤務時間数の減によるものでございます。節15工事請負費につきましては、太田幼稚園南棟屋根補修工事費に係る入札残でございます。

17ページをお願いいたします。

項6 保健体育費、目1 保健体育総務費につきましては、スポーツクラブ21の斑鳩クラブハウス新築工事費が決定したことによる280万2,000円の減額と各種大会選手派遣補助金の決算見込み額によりまして、負担金を35万7,000円減額するものでございます。

次に、歳入の説明を申し上げます。

4ページをお願いいたします。

款4 配当割交付金と款8 自動車取得税交付金の増減につきましては、県の決算見込み額による補正でございます。

款12分担金及び負担金、項1 負担金、目1 民生費負担金1,437万1,000円の減額は、主に公立、私立の保育所保育料の減額でございまして、平均保育料が当初見込み額よりも低額であったこと、また保育所入所者数が予測よ

りも少なかったことによるものでございます。町外からの入所を受託した児童に係る運営費負担金につきましては、町内保育所への入所希望者や年度途中から入所者が当初の見込みを上回ったことにより追加させていただいております。

目3教育費負担金、節2幼稚園費負担金138万7,000円は、幼稚園の預かり保育を希望される園児が増加したことによる補正でございます。

5ページをお願いいたします。

款13使用料及び手数料、項2手数料、目2衛生手数料、節1衛生手数料172万2,000円の減額につきましては、上太田瓦れき処分場に持ち込まれる一般廃棄物の量が当初見込みよりも少ない現状から、処理手数料を補正するものでございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節2障害者福祉費負担金2,422万3,000円の減額は、介護給付費負担金を当初は総額1億3,532万1,000円を見込んでおりましたが、決算見込み額を精査した結果、2,574万1,000円減額するものでございます。訓練等給付費負担金等、以下の歳入項目におきましても、それぞれ見込まれる決算額を利用実績から推計し、それに見合う国庫負担金を増減するものでございます。節3保育所運営費負担金の減額につきましては、歳出の13ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目3保育所運営費でご説明申し上げましたように、私立保育所の入所児童の年齢構成等の事由による減によるものでございます。

目4被用者児童手当負担金から目8非被用者小学校修了前特例給付負担金までの補正につきましては、本年度の国庫負担金交付見込み額により、また過年度精算により支給区分ごとにそれぞれ増額、減額するものでございます。

項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金101万2,000円の減額は、歳出の12ページから13ページにかけての款3民生費、項1社会福祉費、目1障害者福

祉費で計上しておりますサービス利用等の減額によりまして補助金を減額するものでございます。また、新規計上いたしております高齢者医療制度円滑導入事業費補助金252万円は、歳出で説明いたしました後期高齢者医療制度が4月から始まることに伴う保険料負担を半年間凍結するなどの負担軽減措置に係る経費補助で、システム開発費に充当するものでございます。金額は国庫補助金で財源措置されることとなっております。

6ページをお願いいたします。

款15県支出金、項1県負担金、目1民生費負担金、節2障害者福祉費負担金から節7非被用者小学校修了前特例給付負担金までは、5ページの目1民生費国庫負担金に対応する県負担金でございまして、それぞれ交付見込み額により支給区分ごとにそれぞれ増額、減額するものでございます。

項2県補助金、目1民生費県補助金、節1社会福祉費補助金151万9,000円の減額につきましては、それぞれ決算見込み額による補正でございまして、地域生活支援事業補助金は国庫補助金の内助があったことから、民生費国庫補助金で減額しております額の2分の1の額138万4,000円が減額になるものでございます。節2児童福祉費補助金の補正は、一時的保育事業補助金の算出方法が定額払い方式から件数払い方式へ変更された影響もあり、斑鳩保育所で36万円の減額、二葉保育園で16万2,000円の減額、また安養保育園で64万7,000円の減額を見込んでおります。保育所3歳未満児受入れ対策事業補助金は、県補助金が廃止されたことから、当初予算計上額をすべて減額するものでございます。地域子育て支援拠点事業補助金は、新規の県補助金でございまして、補助基準額355万6,000円の3分の2の額237万円を補正し、児童館運営費へ充当するものでございます。

7ページをお願いいたします。

同じ節内のひょうごっこグリーンガーデン実践事業補助金は、本年度9月定例会上程の補正予算(第1号)におきまして、幼稚園で

の当該補助金活用を議決いただいておりますが、今般は保育所費での補助金活用を行うものでございます。1施設の限度額である10万円を予定いたしております。節3老人福祉費補助金の40万円の追加は、自治振興事業補助金でございます。独居高齢者のご家庭に設置、貸与している緊急通報装置の購入費に対しまして補助を受けるもので、補助率は3分の1でございます。自治振興事業補助金は、目6消防費県補助金から目8総務費県補助金までの間で、消防施設整備事業で60万円、幼稚園通園バス運行事業で290万円などがございまして、平成19年度にあつては6事業で、総額640万円を申請いたしております。

目8総務費県補助金、節1総務費補助金の県民交流広場事業補助金は、龍田地域コミュニティ運営委員会が県民交流広場事業に採択されましたことから、地域への助言と県との調整などのため、補助金が支給されるものでございます。ちなみに、龍田地域コミュニティ運営委員会への事業採択内容は本年度から平成23年度までの5カ年で、活動費補助、世代間交流、ミニシアター研修、サマーフェスティバル事業、情報紙発行が300万円、拠点整備補助、龍田小学校余裕教室の内装工事、音響備品等購入費等でございますが、1,000万円となっております。県より直接運営委員会へ補助がなされます。

8ページをお願いいたします。

款16財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金につきましては、12月末時点の収入済額をもとに決算見込み額を算出し、予算との差額244万1,000円を補正するものでございます。

款17繰入金、項1特別会計繰入金、目1墓園事業特別会計繰入金319万円の追加につきましては、墓園事業特別会計の補正に伴い、繰入金を増額するものでございます。

款19諸収入、項4受託事業収入、目1教育費受託事業収入280万2,000円の減額は、スポーツクラブ21の斑鳩クラブハウス新築工事費の減額に伴うものでございます。

9ページをお願いいたします。

項5雑入、目1雑入、節7教育費雑入のうち488万円は、兵庫県市町村振興協会市町交付金でございます。兵庫県から市町村振興協会に交付される市町村振興宝くじ収益配分金のうち3割が県下市町で均等配分され、7割が平成19年10月1日現在の市町の人口割で配分されております。この交付金は図書充実事業費に充当させていただき、図書館費において財源組み替えをさせていただいております。

款20町債、項1町債、目1土木債の補正は、総合公園整備事業債でございます。総合公園計画内の山林部分の買収が繰越事業となることから、150万円を減額するものでございます。

第2表の繰越明許費は、総合公園事業の1事業であります。この事業につきましては、歳出補正の部分で申し上げましたが、県町土地開発公社からの買い戻しが今年度で終了すると同時に5年ぶりに直接買収を再開いたしましたところ、地価の下落幅が予想以上であったことや買収部分が山林ということで相続等の手続で難航したことから年度内の完了が困難な状況と判断し、2,460万円の繰り越しを設定させていただいております。

次に、第3表の地方債補正でございますが、歳出でご説明いたしました総合公園整備事業費の立木補償費の200万円を減額したことに伴うものでございまして、歳入の款20町債でご説明申し上げましたとおり、総合公園整備事業を減額するものでございます。

以上で平成19年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第3号)の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長(北川嘉明) 提案理由の説明が終わりました。

ただいま説明がありました日程第7、議案第1号から日程第33、議案第27号までは、本日は提案説明のみとします。

~~~~~

日程第8 議案第2号 平成19年度兵

庫県太子町国民健康保険特別
会計補正予算（第3号）

議長（北川嘉明） 次、日程第8、議案第2号平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第2号平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,534万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億8,683万1,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、財産収入、繰入金の追加と県支出金の減額であります。

歳出予算としましては、総務費、保険給付費、基金積立金の追加と保健事業費の減額であります。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第2号平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出は一般管理費及び医療費の増加に伴う保険給付費の追加、審査支払手数料の追加、保健事業の契約確定による委託料の減額並びに基金積立金の追加でございます。

一方、歳入では、歳出予算の補正等に伴い補正するもので、歳入不足をその他一般会計繰入金で財源調整をしております。

歳出からご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、国保情報データベース支援システムの切りかえ、70歳から74歳までの自己負担額の凍結によるシステム改修費用並びに後期高齢者医療制度に伴い緩和措置による保険料徴収システム改修費用として246万8,000円を追加しております。また、職員退職に伴う特別負担金として614万3,000円を計上いたしております。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費については、3月から12月診療分までの実績により今後の支出見込みをしました結果、2,871万1,000円追加いたしております。

目3一般被保険者療養費については、国庫支出金、県支出金の追加に伴い財源組み替えをいたしております。

目5審査支払手数料については、増加傾向のため、18万1,000円追加いたしております。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費については、国庫支出金、県支出金の追加に伴い財源組み替えをいたしております。

款6の保健事業費、項1保健事業費、目1保健衛生普及費については、特定健診等、実施計画策定委託の契約確定に伴い217万8,000円減額いたしております。

款7基金積立金、項1基金積立金、目1財政調整基金積立金については、2万2,000円追加いたしております。

次に、歳入について説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金については、956万7,000円追加しております。これは一般被保険者療養給付費等の追加によるものでございます。

項2国庫補助金、目1財政調整交付金、節1普通調整交付金201万円を追加いたしております。これは一般被保険者療養給付費等の追加によるものでございます。節2特別調整

交付金1,995万円の追加については、国保データベース支援システム切りかえ費用及び保険料徴収システム改修費用が10分の10の補助となっており、追加いたしております。

款5県支出金、項2県補助金、目2財政調整交付金、節1普通調整交付金については、国庫支出金と同様の積算で172万3,000円追加いたしております。節2特別調整交付金217万8,000円の減額については、特定健診等実施計画策定委託の契約確定に伴うものでございます。

款7財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金については、預金利子2万2,000円を追加いたしております。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節2職員給与費等繰入金については、一般管理費を追加したことにより761万6,000円追加いたしております。節2その他一般会計繰入金については、歳入歳出予算補正の財源調整を行うため、1,459万2,000円追加いたしております。

以上で平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第9 議案第3号 平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（北川嘉明） 日程第9、議案第3号平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第3号平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,368万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億8,026万5,000円とするものであります。

歳入予算については、財産収入、繰入金、諸収入の追加と介護サービス事業収入、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の減額であります。

歳出予算においては、総務費、保険給付費の追加と基金積立金の減額であります。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第3号平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、平成19年度介護保険制度改正に伴うシステム改修費として節13委託料として399万円を追加いたしております。

款2保険給付費、項1介護諸費、目1介護サービス費については、要介護者のサービス利用者の増加を見込まれるため、居宅介護サービス給付費として996万9,000円、施設介護サービス給付費として2,182万3,000円、居宅介護サービス計画給付費として95万1,000円、地域密着型介護サービス給付費として519万5,000円、合わせて合計3,793万8,000円追加いたしております。

目2予防サービス費については、国庫、県費支払基金の交付申請額に合わせて負担額を財源調整いたしております。

目3高額介護サービスから目5の審査支払手数料につきましても同様に負担部分の財源組み替えをいたしております。

款3介護サービス事業費、項1介護サービス事業費、目1介護サービス事業費については、補正にて計上しております介護予防サービスプラン作成報酬減額に伴う負担部分を財源組み替えしております。

款5地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1介護予防事業費については、歳入にて計上しております介護予防事業個人負担金の減額分と国庫、県費支払基金の交付申請額に合わせて負担部分を財源組み替えをいたしております。

款6基金積立金、項1基金積立金、目1基金費については、平成19年度介護保険料余剰金減により節25積立金で823万9,000円減額いたしております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

款2介護サービス事業収入、項1介護サービス事業収入、目1介護サービス事業収入については、介護サービスプラン作成人数が見込みを下回り、225万2,000円減額しております。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金については、交付申請額に合わせて負担部分を936万2,000円減額いたしております。

項2国庫補助金、目1調整交付金についても同様に100万円減額いたしております。

目2地域支援事業交付金についても同様に7万6,000円追加いたしております。

目3事務費交付金については、歳出にて計上しております介護保険システム改修委託料の内示額58万円を追加いたしております。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金については、交付申請額に合わせて負担部分を1,077万3,000円減額いたしております。

目2地域支援事業交付金についても同様に48万円追加いたしております。

款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金についても同様に343万5,000円減額いたしております。

項2県補助金、目1地域支援事業交付金についても同様に3万8,000円追加いたしております。

款7財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金については、介護給付費準備基金預金利子を10万円追加いたしております。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金については、国庫、県費、支払基金が減額となったこと、また歳出にて計上しております居宅介護サービス給付費等の追加による繰り出しと介護保険システム改修費に係る繰り出しなど、節1保険給付事業繰入金で5,686万1,000円追加し、介護サービス事業収入の減額による繰り出し部分として、節2介護サービス事業繰入金で225万2,000円追加し、合わせて5,911万3,000円追加しております。

款10諸収入、項3雑入、目1雑入については、訪問介護事業所に係る介護給付費の返還金及び加算金として42万9,000円追加し、介護予防事業の参加人数の減により30万5,000円減額し、合わせて12万4,000円追加いたしております。

以上で議案第3号平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第10 議案第4号 平成19年度
兵庫県太子町老人保健特別
会計補正予算（第3号）

議長（北川嘉明） 日程第10、議案第4号平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第4号平成19年度

兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億3,368万円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金金の追加と支払基金交付金、国庫支出金の減額であります。

歳出予算としましては、医療諸費の追加であります。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第4号平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出は一般管理費及び医療給付費の財源組み替え、審査支払手数料の追加でございます。

一方、歳入は支払基金交付金、老人医療費適正化推進事業事務費補助金を減額し、一般会計繰入金を追加いたしております。

歳出から説明を申し上げます。

4ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、老人医療費適正化推進事業事務費補助金の減額に伴い財源組み替えをいたしております。

款2医療諸費、項1医療諸費、目1医療給付費については、支払基金交付金の減額に伴い財源組み替えをいたしております。

目3審査支払手数料については、13万2,000円追加しています。これは平成19年10月より新規で75歳到達者があり増加傾向となっているためでございます。

次に、歳入について説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

款1支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1医療費交付金については、平成19年度老人保健交付金変更決定額通知をもとに722万円を減額いたしております。

款2国庫支出金、項2国庫補助金、目1事務費補助金については、国庫補助に係る内示額をもとに13万1,000円を減額いたしております。

款4繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金については、歳入歳出の財源調整を行うため、748万3,000円を追加いたしております。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第11 議案第5号 平成19年度  
兵庫県太子町墓園事業特別  
会計補正予算（第2号）

議長（北川嘉明） 日程第11、議案第5号平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第5号平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ319万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,798万8,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、款使用料及び手数料、墓園永代使用料決算見込みにより319万円を追加しております。

歳出予算としましては、款墓園事業費、一

般管理費319万円を追加するものであります。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第6号 平成19年度
兵庫県太子町下水道事業特
別会計補正予算（第3号）

議長（北川嘉明） 日程第12、議案第6号
平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計
補正予算（第3号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由
の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第6号平成19年度
兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算
（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経
費の補正、繰越明許費の設定、債務負担行為
の補正及び地方債の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総
額に歳入歳出それぞれ2億7,877万1,000円を
追加し、歳入歳出予算の総額を17億1,126万
6,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、分担金及び負担
金、諸収入、町債の追加と使用料及び手数料
の減額であります。

歳出予算としましては、下水道費の減額と
公債費の追加であります。

次に、繰越明許費として翌年度に繰り越
して使用できる経費を1事業1,341万9,000円と
設定しております。

次に、債務負担行為の補正として平成19
年度の建設事業分の兵庫西流域下水汚泥処理委
託事業建設負担金を追加しております。

また、地方債の補正については、借換債の
追加と1事業の限度額を歳入予算の補正に合

わせて変更しております。

詳細につきましては経済建設部長より説明
を申し上げますので、よろしくご審議を賜
り、原案のとおり議決いただきますようお願い
申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） それでは、た
だいま上程されました議案第6号平成19年度
兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算
（第3号）について詳細説明を申し上げます。

まず、6ページの歳出をお願いいたしま
す。

款1下水道費、目1一般管理費、節13負担
金補助及び交付金では、揖保川流域下水道維
持管理負担金が維持管理費の精査等により精
算見込みとして2,570万円を追加してありま
す。同じく節27公課費では、消費税申告の結
果還付となったため1,000万円を減額してあ
ります。

次に、目2公共下水道費、節13委託料で
は、雨水基本計画策定業務委託の入札減等に
より486万9,000円を減額しております。

目3合併処理浄化槽整備費、節15工事請
負費では、3個分の合併処理浄化槽設置工事
を見込んでおりましたが、整備の要望がなか
ったため全額減額しております。

同じく目4流域下水道事業費、節19負担
金補助及び交付金では、揖保川流域下水道建
設負担金の事業費減に伴い1873万6,000円を減
額しております。

款2公債費、目1元金、節23償還金利息
及び割引料では、平成19年度公的資金補償金
免除繰上償還等に係る公営企業経営健全化計
画について国の承認を受け、高利率の起債の
償還を認められましたので、当該償還に伴う
元金償還金2億8,852万4,000円を追加して
おります。

同じく目2利息、節23償還金利息及び割
引料では、長期債利息償還金が当初の利率
より低率となったため、834万8,000円を減
額して

おります。

次に、5ページの歳入をお願いいたします。

款1分担金及び負担金、目1下水道費負担金において、受益者負担金が開発等に伴う徴収猶予取り消しから増収となり、現年度分554万3,000円を追加しております。

款2使用料及び手数料、目1下水道使用料において、一般汚水下水道使用料の今後の未収入見込みを前年度並みと想定し、現年度、過年度合わせて630万9,000円を減額しております。

款5諸収入、目雑入につきましては、消費税還付金の追加によりまして73万7,000円の追加となっております。

款6町債、目1下水道債において、2億7,880万円を追加しております。内訳として、繰上償還に伴う借換債で2億8,800万円を追加し、揖保川流域下水道建設事業費の起債対象工事の工事費の変更により流域下水道事業債を920万円を減額しております。

次に、3ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費であります。

これは降雨パターンが局地集中型に変化しつつある近年の状況から昭和59年度以来大きな見直しを実施していない雨水事業について、今回新たに基本計画を策定するためのものでありますが、現実には浸水被害に直面している場所は単なる雨水計画ではなく、実効性、即効性のある基本設計レベルでの契約策定であるべきと考え、その対応に当初より想定以上の時間を要する状況となっておりますので、委託費1,341万9,000円を設定させていただきました。

続きまして、第3表債務負担行為の補正であります。

これは兵庫西流域下水汚泥処理委託事業の建設負担金で、平成19年度の建設事業分を1,335万円の減とする補正であります。

続きまして、第4表地方債の補正であります。

これは町債の補正に合わせまして、借換債

2億8,800万円の限度額の追加と流域下水道事業債の920万円の限度額の減額でございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第13 議案第7号 平成19年度  
兵庫県太子町前処理場事業  
特別会計補正予算（第3号）

議長（北川嘉明） 日程第13、議案第7号平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第7号平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正及び債務負担行為、地方債の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,254万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億3,348万1,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、町債の追加と繰入金の減額であります。

歳出予算としましては、前処理場費の減額と公債費の追加であります。

次に、債務負担行為として平成19年度の建設事業分の兵庫西流域下水汚泥処理委託事業建設負担金を設定しております。

また、地方債の補正については、借換債の追加と1事業の限度額を歳入予算の補正に合わせて変更しております。

詳細につきましては経済建設部長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜

り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） ただいま上程されました議案第7号平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

4ページの歳出をお願いいたします。

款1前処理場費、目1前処理場管理費、節19負担金補助及び交付金において270万5,000円を減額しております。内訳としまして、揖保川流域下水道維持管理負担金を処理水量の減により270万5,000円を減額しております。

同じく目2流域下水道事業費、節19負担金補助及び交付金において48万9,000円を追加しております。内訳として、揖保川流域下水道建設負担金を事業費の減に伴い189万円を減額し、兵庫西流域下水汚泥処理委託事業の汚泥焼却に係る負担金を脱水ケーキの増加により137万9,000円を追加しております。

続きまして、款2公債費、目1元金、節23償還金利子及び割引料において1,476万5,000円を追加しております。内訳としまして、平成19年度公的資金補償金免除繰上償還等に係る公営企業経営健全化計画について国の承認を受け、高率の起債償還を認められたもので、当該繰上償還に伴う借換債元金の増加により1,476万5,000円を追加しております。

次に、同じくページ上段の歳入をお願いいたします。

款2繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、財源調整により25万1,000円の減額となっております。

款5町債、目1下水道債において1,280万円を追加しております。内訳としまして、借換債で1,370万円の限度額を追加し、揖保川流域下水道建設事業費の減額に伴い、流域下水道事業債を90万円減額しております。

次に、3ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為の補正であります。

これは、兵庫西流域下水汚泥処理委託事業費の建設負担金で、平成19年度の建設事業分を182万1,000円の限度額とする補正であります。

続きまして、第3表地方債の補正であります。

これは、町債の補正に合わせまして、借換債1,370万円の限度額の追加と流域下水道事業債の90万円の限度額の減額でございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第14 議案第8号 平成19年度
兵庫県太子町水道事業会計
補正予算（第3号）

議長（北川嘉明） 日程第14、議案第8号平成19年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第8号平成19年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、平成19年度公的資金補償金免除繰上償還等に係る公営企業経営健全化計画について国の承認を受け、高利率の起債の償還を認められたので、当該償還に伴う元金償還金の補正を行うものであります。

その内容としましては、資本的支出において繰上償還に係る企業債償還金1,029万9,000円を追加し、資本的支出総額を8,358万5,000円とするものであります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,258万5,000円は過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

詳細につきましては経済建設部長より説明

を申し上げますので、よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） ただいま上程されました議案第8号平成19年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

3ページ、4ページの補正予算内訳明細書をお願いいたします。

資本的支出についてご説明申し上げます。

目企業債償還金の追加補正につきましては、平成19年度公的資金補償金免除繰上償還等に係る公営企業健全化計画について国の承認を受け、高利率の起債の償還を認められたもので、昭和54年度に財政融資資金より借りました利率7.15%の企業債の繰上償還を行うものでございます。当該償還に伴う元金償還金1,029万9,000円を追加しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 町長施政方針

議長（北川嘉明） 次、日程第15、議案第9号町道路線の認定についてでありますがお諮りします。

ここで、町長より平成20年度の施政方針の説明をお伺いしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。

それでは、町長より施政方針の説明をお願いします。

町長。

町長（首藤正弘） それでは、施政方針を述べさせていただきます。

議員各位には、地方自治を取り巻く環境が一段と厳しく変化する中、太子町の存立、自立の道を歩むという目標のもとに、住民福祉

の向上、地域社会づくりの推進等、町政伸展に向けご精励を賜っておりますことに衷心より感謝を申し上げます。

平成20年度太子町一般会計予算及び各特別会計予算並びに企業会計予算を提案するに当たり、町行政に取り組む私の所信を申し述べ、施策の推進に当たりまして、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご支援を賜りたく存じます。

さて、地域社会を取り巻く環境は、住民生活の多様化に加え、地域間格差の急速な拡大など、多様な社会経済情勢の変化に直面しております。

また、経済情勢におきましても、アメリカにおける景気の減速の影響や原油、小麦など、原材料の高騰によって景気回復は腰折れの感を呈しております。

国の平成20年度予算は、「経済財政改革の基本方針2007」に基づいた歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算と位置づけられ、財政健全化を今後とも継続するとされていることから、地方交付税、譲与税、交付金の増額は今後も期待できない状況にあります。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、地方財政の早期健全化に向けた制度構築もなされ始めています。

さらに、兵庫県におきましても、危機的な財政状況を打開するため、新行財政構造改革推進方策の策定作業が進められております。

地方財政をめぐる厳しい状況は決して対岸の火事ではなく、太子町におきましてもこれまで以上に危機感を持って行財政運営に取り組まなければなりません。このような時代におきまして私たちがなすべきことは、このたび策定いたしました第4次太子町新行政改革大綱に基づき自主財源の確保に努め、スリムで効率的な行政運営の推進を図ることを最優先課題として、行政評価の手法を用いて事業の重点化と適正化を進め、さまざまな行政課題に柔軟に対応できる財政基盤の強化を図ることです。

そして、子育て学習センター「のびすく」の開設以来、施設の美化や子供たちの見守り等で子育てサポーターとしてご支援いただいております地域の老人クラブの皆様のように、行政への積極的な協働をいただきながら元気な太子づくりを進めていかなければなりません。

平成20年度の太子町予算の編成に当たりましては、歳入の的確な確保に努めるとともに将来の財政負担、投資的効果等を十分見きわめ、持続可能な健全財政の構築に向けて、昨年度にも増して効果性、緊急性、優先度等の観点から厳しい事務事業選択に取り組み、歳出の抑制と効率化に努めて編成いたしました。

町行政が取り組む施策の大要につきましては、太子町総合計画に掲げております町の将来像6項目の政策課題に沿って申し述べたいと存じます。

第1項目は、健康でいきいきと暮らせるまちづくりであります。

すべての住民が住みなれた地域の中で尊重され、毎日を健康で生きがいを持って暮らしていけるよう保健・福祉・医療の連携を図り、人に優しいまちづくりに努めてまいります。

第1点、一人ひとりの健康づくりについて申し上げます。

健康づくりの支援ではありますが、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年度より新たに75歳以上の方が対象となる後期高齢者医療制度が開始されます。本町においても特別会計を創設し、適切な執行に努めてまいります。

また、40歳から74歳までの方には特定健康診査、特定保健指導の実施が各医療保険者に義務づけられました。

国民健康保険の保険者である太子町におきましても、平成19年度に策定した特定健診等実施計画に基づきメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施し、生活習慣病や脳血管疾患等を予防するため、健康の保

持、増進に努める必要がある人に対し特定保健指導を実施いたします。

また、介護予防が必要な高齢者の食べることを通して日常生活を改善することを目的に、新たに口腔機能教室、栄養改善教室を開催し、介護予防事業の充実を図りながら高齢者の健康づくりを支援してまいります。

母子保健医療サービスの充実についてでございますが、妊婦により健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えていただくため、経済的に負担となる妊婦健康診査費用の一部を助成し、積極的な受診を促進いたします。

第2点、みんなで育む福祉サービスの充実について申し上げます。

在宅保健福祉サービスの充実につきましては、太子町障害者計画及び障害者福祉計画をもとに障害者自立支援事業を初め重度心身障害者福祉年金支給事業、相談事業を継続して実施いたします。

療育事業につきましては、心身障害児及びその疑いのある児童の自立と地域社会への参加を促進するため、療育指導、相談等の地域療育等支援事業を実施し、在宅の心身障害児及びその家庭の福祉の充実を図ります。

さらに、西播磨4市3町で運営する西播磨児童デイサービス事業を平成20年4月より開始し、医師の指導、評価を取り入れた専門職による質の高い療育を提供いたします。

児童福祉の充実でございますが、子育て支援事業として新たに家庭児童相談のためのインストラクターを子育て学習センターに1名配置いたします。子供に関するさまざまな相談に応じることにより保護者の育児不安を解消し、必要に応じた援助を行い、子供の福祉の増進を図ってまいります。

さらに、平成20年度から新たに「こんにちは赤ちゃん事業」を実施いたします。生後4カ月までの乳児がいる家庭を訪問することで、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会を積極的に持つとともにさまざまな不安や悩みにこたえ、子育て支援に対する情報提供等を行いながら母子の心身の状況や養育

環境等の把握及び助言を行ってまいります。

また、少子化の進行に伴い共働き家庭の増加や地域関係の希薄化などによる留守家庭の子育て不安を解消するため、引き続き学童保育を実施するとともに兵庫西農協石海支店を借用して石海学童保育園の施設整備を行い、さらなる保育環境の充実を図ってまいります。

対象児童につきましても、その拡充を図り、長期休暇期間に対象学年を1学年拡大し、新たに小学校4年生の受け入れを始め、幼稚園預かり保育とともに子育て支援を継続して実施いたします。

第2項目は、豊かな人間性と創造性を育むまちづくりであります。

私たち時代の変化とともに心の豊かさを求めるようになり、さまざまな学習への参加やスポーツに親しむなど、余暇を有効に過ごし、人生を楽しみたいという意識が高まっております。学習の機会の提供や歴史や伝統を大切にされた地域文化の創造並びにスポーツの普及に努めてまいります。

また、将来を担う子供たちが社会の変化に柔軟に対応できるよう総合学習なども活用しながら主体性や創造性の育成に努め、自立心と思考力、判断力を身につける教育を進めてまいります。

第1点、たくましい「たいしっ子」の育成について申し上げます。

学校教育の充実でございますが、悩みを抱える子供たちや保護者、教員が適切なアドバイスを受けられるようスクールカウンセラーを引き続き配置いたします。

また、スクールアシスタントにつきましても引き続き配置し、発達障害などにより行動面の不安定な児童への対応や、その児童の在籍する学級に対して実態に応じた効果的な指導、支援を行います。

また、さまざまな理由で教室での授業に入れない生徒に対して別室での学習をサポートする別室少人数指導員を配置いたします。

子供たちが自然や地域の中での集団活動を

通して心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、豊かな感性と思いやりの心を育てることを目的として推進しております自然学校推進事業に加え、平成19年度石海小学校で実施いたしました体験型環境学習を平成20年度は龍田小学校、太田小学校においても実施いたします。

外国青年招致事業や社会人活用事業、外国人子女日本語指導事業につきましても継続して実施いたします。

さらに、子供たちが地域社会の中で心豊かにはぐくまれる環境づくりを推進するため、地域住民の参画をいただきながら安全・安心な子供たちの活動拠点となる「放課後子ども教室」を充実させてまいります。

学習やスポーツ、文化活動等さまざまな体験活動や交流活動を通して児童の心と体の成長を促しながら地域ぐるみの子育て意識の高揚に努めてまいります。

次に、教育施設等の整備でございますが、学校給食共同調理センターにつきましては、平成19年度に策定する基本構想に基づき、引き続き平成20年度は調査、設計作業を行い、施設規模、事業手法等の検討を行います。

第2点、豊かな心を育む生涯学習の推進について申し上げます。

公民館におきましては、教養の向上、生活文化の振興、趣味の拡大深化など、多様化する学習ニーズに応じた講座を開設し、生涯学習の発信基地となるよう一層の活動支援に努めてまいります。

図書館におきましては、中高年及び高齢者の皆様からの希望にこたえ、大活字本や健康関連の書籍、また子育て中の若い家族を支援するため出産、育児関連書、さらに児童の図書への親しみを一層図るための参考図書など、さまざまな世代の需要にこたえることのできる図書の充実を図ってまいります。

また、新たにブックスタート事業として乳幼児向けの絵本と母親、父親に勧めたい本のリストを作成し、乳幼児健診の際に配布いたします。

人権学習の推進につきましては、一人ひとりの人権が尊重される明るいまちづくりを目指し、身近な生活の中から行動できる実践力を養うためにリーダーの養成や集落学習会の充実を図るなど、広く人権尊重の精神の普及に努めてまいります。

生涯スポーツ活動の推進でございますが、技術の向上、体力の維持増進、そして仲間づくりを目的としたスポーツ教室を開催するとともにスポーツ少年団など、活動団体の育成にも努めてまいります。

第3点、歴史を大切にされた地域文化の創造について申し上げます。

歴史的文化の保護でございますが、地域の歴史や文化への関心を高め、文化財の保護意識を育てていくため、歴史資料館におきまして企画展示や歴史講座を開催いたします。企画展示は「ふるさとを学ぶ」と「太子町の埋蔵文化財」の2回の企画を予定し、また小・中学生を対象に歴史や文化を学ぶ歴史探検隊を継続して開催いたします。

さらに、都市計画道路揖保線整備に伴いまして埋蔵文化財発掘調査を実施し、吉福西遺跡の詳細を明らかにしてまいります。

文化活動の推進でございますが、だれもが気軽に参加でき、多くの皆様に芸術に親しんでいただける町民芸術祭や公募美術展を引き続き開催いたします。

また、文化会館の自主事業として住民ニーズにこたえた音楽鑑賞の場や地元アーティストへの活動の場の提供、町民みずからが企画運営する創造型事業を支援し、豊かな感性と情緒を育て、地域文化の高揚に一層努めてまいります。

議長（北川嘉明） ただいま町長施政方針の説明の途中でございますが、この際暫時休憩いたします。

再開は午後1時とします。

（休憩 午後0時02分）

（再開 午後1時00分）

議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま施政方針演説の説明中でありますので続けていただきます。

町長。

町長（首藤正弘） それでは、10ページ、第3項目は、安全で快適に暮らせるまちづくりであります。

私たちは阪神・淡路大震災のとうとい犠牲の上に今後取り組むべき防災課題など、多くの教訓を学びましたが、近年各地域で自然災害が多発し、地域防災対策や危機管理体制の重要性を改めて認識しているところであります。災害から住民の生命や暮らし、財産を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進いたします。

第1点、安心して暮らせるまちづくりについて申し上げます。

防災対策の推進でございますが、災害に強いまちづくりの形成については、自主防災組織と消防力の充実が重要であります。住民参加型の実践的防災訓練を実施し、自主防災意識の高揚を図るとともに防災講演会の開催、防災備蓄品等の確保、さらに防災施設整備事業等を継続して実施し、地域の防災、消防力の充実を図ってまいります。

また、平成19年度に作成いたしました「洪水ハザードマップ」を全世帯に配布いたします。予測される被害状況を把握し、防災訓練などに活用いただくことによって地域防災力の向上につなげていただければと考えております。

防犯対策の推進並びに交通安全対策の充実には、たつの警察署を初め関係機関との連携を図り、町民一人ひとりに呼びかける防犯キャンペーン、交通安全キャンペーンや各世代層に対する交通安全教室など、啓発を中心に活動を行い、意識の高揚に努めてまいります。

犯罪を防止する対策として、多発している凶悪犯罪から児童・生徒を守るため、下校時の地域での見守り活動を実施していただいておりますが、さらに子供がみずから身を守ることができるように、新小学1年生を対象に防

犯ブザーの配布を引き続き実施いたします。

町におきまして、4台の青色回転灯を装着した公用車による町内巡回パトロールを継続して実施し、犯罪のないまちづくりを目指してまいります。

第2点、快適に暮らせる生活環境づくりについて申し上げます。

安定した生活水の提供でございますが、水道事業経営の健全化を図るため、町民の皆様のご理解を賜り、料金の改定をさせていただいたところでございますが、今後さらなる財務体質の改善に向け水道業務の一部委託を含めた検討を行い、種々取り組みを進めてまいります。

また、公共下水道の整備につきましては、汚水事業の整備がほぼ完了しましたが、地形等の関係で整備できなかった家屋に合併処理浄化槽の設置を進めてまいります。

公共下水道事業は維持管理時代を迎えました。事業着手当初に埋設した下水道管のひび割れや経年劣化等による道路陥没を未然に防止するため、管渠の調査を行います。

また、水洗化率の向上や公共水域の水質保全を図りながら町民の生活環境の改善を図ってまいります。

さらに、雨水整備事業としまして、浸水に強い安心して住めるまちづくりを目指して、雨水全体計画の見直しを引き続き進めてまいります。

環境に優しいまちづくりでございますが、町民の皆様のご理解とご協力を得ながらごみの分別収集とリサイクルを進めるとともに、今後も資源ごみの集団回収運動を支援し、資源の有効利用を推進してまいります。

第4項目めは、豊かな緑にいだかれた活気あふれるまちづくりであります。

農業従事者の高齢化等により遊休農地が増加し、後継者の確保と育成が求められている今日、農地の保全や休耕田の有効利用など、田園風景の保全を図りながら農業環境の改善に努めていかなければなりません。農業委員会や集落営農組織、認定農業者の皆さんなど

と連携し、将来を見据えた農業振興を進めてまいります。

第1点、みどり豊かな田園都市を培う農業の推進について申し上げます。

農業経営基盤の整備でございますが、集落営農組織及び認定農業者の確保、育成を推進するため、集落説明会、認定農業者説明会等の啓発を行うとともに、組織化を推進する取り組みに対し支援を実施いたします。

集落営農の組織的な転作の団地化を進めるブロックローテーション方式に取り組む集落、さらに集落組織のオペレーターを中心に、集落営農方式に取り組む集落を引き続き支援してまいります。

また、新しく、食と農を結ぶクラスター事業を実施いたします。老原地区で地域住民とともに、そばの栽培から調理までを行い、地産地消や食育活動を推進し、地域の活性化を図ってまいります。

地域の特色を生かした経営の推進ですが、都市近郊という特色を生かすため、サツマイモ畑とジャガイモ畑の観光オーナー事業を継続して実施いたします。

また、特産品加工や加工グループによる太子みそやイチジクジャムの製造販売の拡大、また消費者と生産者の相互理解を求める地産地消の取り組みとして、農産物生産出荷団体支援事業を継続して実施いたします。

第2点、活力のある商工業の振興について申し上げます。

躍動する町は、地域内商工業と人々に活力が満ちることにつくられます。地域の商工業振興に大きく貢献する太子町商工会と連携しながら、地域の小規模経営者へ融資、税務、経営などの支援事業として経営改善普及事業及び地域活性化事業を継続し、総合的な地域商工業の充実に行政の役割を果たしてまいります。

また、商工業の振興のため支援してまいります。

第5項目は、美しい景観に機能性を備えたまちづくりであります。

都市化の進展の中で、私たちは生活の中に自然という潤いを求めております。そのような自然志向を考慮し、できる限り公園の整備や緑地環境を保全していくことが大切であると考えます。

太子町の都市計画の基本的な方針を示した太子町都市計画マスタープランの目標年次が平成21年度であることから、その改定に向けて取り組み、自然と共生していることが実感できるまちづくり、また都市機能を備えた利便性の高い交通網の整備により、機能的で住みやすいまちづくりを計画的に進めてまいります。

第1点、まちとみちのネットワークについて申し上げます。

市街地整備の推進でございますが、JR網干駅西南地区は都市核の副核として位置づけされており、都市計画道路などの都市施設とともに良好な生活拠点として整備を図るため、平成21年2月に開催される兵庫県都市計画審議会への諮問に向けて、設計協議、都市計画決定図書の作成等を継続して実施いたします。

総合的な交通体系の整備でございますが、平成20年度におきましては用地買収が順調に進んでいる都市計画道路揖保線の一部工事に着工いたします。

第2点、みどりのみずのネットワークについて申し上げます。

みどり豊かなまちづくりでございますが、総合公園は文化、スポーツ活動の拠点となる都市基幹公園として整備を進めております。町民の皆様の運動の場であり、自然に親しめる憩いの場でもあり、災害時の避難地ともなります。計画的に整備を進めてまいります。

第6項目は、自治と連携による力強いまちづくりであります。

これからのまちづくりには協働という視点が重要であります。町政への住民参画や協働のまちづくりを進めるため、まず行政の持つ情報を町民の皆様や議会、企業と共有し、共通する価値観を持つことが必要であります。

情報公開と説明責任を十分に果たしながら、相互理解とパートナーシップを深め、協働のまちづくりを進めてまいります。

第1点、支え合い共生する住民主体のまちづくりについて申し上げます。

行政サービスに対する住民ニーズが複雑化、多様化する中で、住民の皆様からまちづくりに対して高い関心やご意見をお寄せいただいております。まちづくりの集いや出前講座の開催等、参画機会の一層の拡充を図り、ご意見に対し迅速かつ的確に対応しながら、課題を共有し、政策形成に生かしていきたいと考えております。

パブリックコメント制度の活用やホームページのリニューアルを実施するとともに、総合的な広報広聴機能の充実を図り、地域の声を把握し生かしながら、活力ある住みよいまちづくりへの取り組みを進めてまいります。

さらに、住民相互に支え合い、触れ合いのある地域づくりを進めていくためにコミュニティ活動等を支援し、地域を支えていただく人材の育成に努めてまいります。

第2点、スマートな都市経営の基盤づくりについて申し上げます。

このたび新たに策定した第4次新行政改革大綱の着実な推進を図るため、町行財政の現状等情報の発信を行い、町民の理解と協力のもとに、より強固な財政基盤の確立を目指してまいります。

“和のまち太子”を基本目標に定めている総合計画は町行政運営の羅針盤であります。現総合計画の計画期間が平成21年度までとなっていることから、住民の皆様のニーズを把握するため全世帯アンケートを実施し、第5次太子町総合計画の原案作成を進めてまいります。

さらに、人事評価制度を実施し、人事の活性化、職員の意識改革や能力開発を促す研修の充実等も含め、職員にやる気を喚起できる総合的な人事制度の構築を図ってまいります。

行政の情報化の推進でございますが、新基

幹業務システムが稼働したことにより、迅速かつ柔軟に対応することが可能となりました。システムを十分に活用することで一層行政事務の効率化を図ってまいります。

今述べました各般の事務事業方針をもとに編成いたしました平成20年度の各会計の歳入歳出予算総額は、一般会計83億6,915万1,000円、特別会計（7会計）61億5,854万7,000円、企業会計収入5億9,810万2,000円、企業会計支出6億3,709万3,000円、これらを総じての予算額は151億6,479万1,000円であります。

以上が平成20年度の太子町行政に取り組む私の所信と施策の概要であります。

地方分権が進み、国と地方の役割分担が整理され、地方にできることは地方にとの確固たる方針が打ち出される中であって、地方行政を取り巻く諸事情は一段と厳しさを増しております。町政の伸展と住民福祉の向上に新たな決意で臨み、英知の結集と創意工夫をもって難局を乗り越えていく所存であります。

今まで以上に住民、議会、行政が一体となり、総合計画の基本目標“和のまち太子”の実現に向け、効率的で効果的な行政運営に努めて、住みよい地域づくりに全力を傾注してまいります。

今期定例会にご提案しております案件につきましては、慎重なるご審議の上、適切なご議決を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、町民の皆様並びに議員各位のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、平成20年度の施政方針といたします。よろしくお願ひいたします。

議長（北川嘉明） 町長の施政方針の説明は終わりました。

~~~~~

日程第15 議案第9号 町道路線の認定について

議長（北川嘉明） 日程第15、議案第9号町道路線の認定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第9号町道路線の認定について説明を申し上げます。

今回の認定につきましては、都市計画法第40条による帰属路線6路線、土地区画整理法第105条による帰属路線3路線を認定するものであります。

なお、道路延長、道路幅員等の概要につきましては経済建設部長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） ただいま上程されました議案第9号町道路線の認定について詳細説明を申し上げます。

お手許の参考資料に図面がございますので、それで説明していきたいと思っております。

まず、1ページ目をお願いします。

東保高田団地4号線の起点は東保字高田84番12、終点は同所84番16、延長63.9メートル、最大幅員10.7メートル、最小幅員は6メートルでございます。

次に、2ページ目をお願いします。

馬場樋ノ上団地6号線の起点は鷗字八幡分946番2、終点は馬場字樋ノ上260番14、延長は95.9メートル、最大幅員13.1メートル、最小幅員は6メートルでございます。

次のページをお願いします。

立岡山崎団地6号線の起点は立岡字山崎274番3、終点は同所274番7、延長105.4メートル、最大幅員13.0メートル、最小幅員は6メートルでございます。

次に、4ページをお願いします。

東南栗原団地4号線の起点は東南字栗原412番8、終点は同所412番10、延長46.2メートル、最大幅員は15.9メートル、最小幅員は6メートルでございます。

次の5ページをお願いします。

太田ヨフカ団地4号線の起点は太田字ヨ

フカ1537番22、終点は同所1537番15、延長100メートル、最大幅員は13メートル、最小幅員は6メートルでございます。

6ページ目をお願いします。

太田ツンボリ団地3号線の起点は太田字ツンボリ704番1、終点は同所726番10、延長164.1メートル、最大幅員14.5メートル、最小幅員は6メートルでございます。

今までご説明いたしました6路線が都市計画法第40条によります帰属路線でございます。

次の7ページをお願いします。

この3路線が土地区画整理法第105条によります帰属路線でございます。

図面 の太田往田団地2号線の起点は太田字往田2850番、終点は同所2860番、延長182.3メートル、最大幅員13.5メートル、最小幅員は6メートルでございます。

としまして、太田往田団地3号線の起点は太田字往田2876番、終点は同所1428番3、延長は62.8メートル、最大幅員14.6メートル、最小幅員は6メートルでございます。

太田往田団地4号線の起点は太田字往田2867番、終点は同所1428番6、延長は29.5メートル、最大幅員13メートル、最小幅員は6メートルでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第16 議案第10号 太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（北川嘉明） 日程第16、議案第10号太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由

の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第10号太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

国及び県、県下各市町の情報公開制度に係る手数料の状況に合わせ、写しの交付について「20円」から「10円」に改正するものであります。

改正内容としましては、手数料を規定しています別表のうち、写しの交付につきまして「20円」から「10円」に改めております。

なお、この改正に伴う減収は1万円程度と見込んでおります。

最後に、施行日についてでございますが、平成20年4月1日から施行することとしております。よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第17 議案第11号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議長（北川嘉明） 日程第17、議案第11号太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第11号太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

12月1日から電算システム移行に伴い証明書様式に変更が生じたものについて、変更後の様式や県下の手数料の状況を勘案して改正するものであります。

土地、家屋に関する証明につきましては、

1枚につき証明できる件数は5件以内となっておりますが、様式の変更により6件以内に改正するものです。

住民票の写しにつきましては、個人票により1枚につき1名を表記し、4枚4名までを300円としておりましたが、1枚で4名までが表記できる世帯票様式への変更と、県内市町の大半が5名を超える場合にあっては同一手数料であることから、定額の300円と改正するものでございます。

土地、家屋に関する証明と住民票の写しを合わせて年間で300件程度が該当し、手数料につきましては年間で約10万円の減を見込んでおります。

最後に、施行日についてでございますが、平成20年4月1日から施行することとしております。よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第18 議案第12号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

議長（北川嘉明） 日程第18、議案第12号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第12号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、兵庫県が実施しております福祉医療費助成事業実施要綱の一部が改正されることに伴い、本条例を県の実施要綱に準拠して改正するものであります。

改正の内容としましては、老人保健法が平成20年4月1日に高齢者の医療の確保に関す

る法律として全部改正され施行されることにより、条例中で規定しております福祉医療の対象者の根拠法の名称を「老人保健法」から「高齢者の医療の確保に関する法律」に改めるものでございます。

なお、対象の範囲につきましては、従来と変更はございません。よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第19 議案第13号 太子町在宅老人介護手当支給条例を廃止する条例の制定について

議長（北川嘉明） 日程第19、議案第13号太子町在宅老人介護手当支給条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第13号太子町在宅老人介護手当支給条例を廃止する条例の制定について説明を申し上げます。

本条例の内容は、介護保険法の介護認定審査会による審査及び判定の基準等に規定する状態区分で、継続して1年間、要介護度4または5と認定されている65歳以上の在宅老人で、規則で定める低所得世帯に属する方が、過去1年間において7日以内のショートステイを除く介護保険サービスを利用せず、介護者が在宅で熱心に介護されていることに対し、介護者の精神的、経済的負担を軽減することを目的に、介護者に年額12万円を支給するものであります。

要介護度4または5の在宅老人の介護は家族への負担が大変重く、家族が疲れ切ってしまうということが多々あったため、社会全体で支える介護保険制度が創設されましたが、

在宅で1年間、介護保険サービスを利用されずに家族だけで介護される方が極めて少ないことから、支給実績は現年及び過去2年の3年間で1件のみでありました。

また、介護保険特別会計で、国と県から補助金のある家族介護慰労事業とこの支給条例の内容がほぼ重複し、家族介護慰労事業を優先して支給している状況でもありました。

このたび、県が財政改革の一環として家族介護慰労事業への整理を図るため、在宅老人介護手当の補助を廃止することから、本町においても家族介護慰労事業へ整理、統合をし、当条例を廃止するものであります。

最後に、施行日についてでございますが、平成20年4月1日から施行することとしております。よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第20 議案第14号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長（北川嘉明） 日程第20、議案第14号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第14号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い本条例を改正するものであります。

改正の主な内容としましては、一部負担金の乳幼児の窓口負担軽減の拡大、70歳から74歳の窓口負担の引き上げ、葬祭費支給額の引き上げ、保健事業としての特定健康診査等

を保険者に義務づけられたこと等に伴う改正でございます。

施行日についてでございますが、平成20年4月1日から施行することとしております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） 議案第14号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

今回の改正は、健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い本条例を改正するものであります。

第9条の一部負担金は、現在3歳未満乳幼児の一部負担金の割合が2割となっておりますが、子育てしやすい環境づくりなどの少子化対策の観点から、「3歳」を「6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合」、いわゆる義務教育就学前まで拡大するものでございます。

70歳から74歳の窓口負担は、現在既に3割負担の方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けている方を除き、一部の負担が「1割」から「2割」に改正されます。ただし、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年は負担割合が凍結され、実際の窓口負担は1割となります。差額の1割は国が負担するというものでございます。

第12条の葬祭費は現在3万円を支給しておりますが、県下41市町のうち24市町の国保が5万円を支給しております。また、後期高齢者医療では、兵庫県後期高齢者医療広域連合が5万円に決定しております。整合性を図るため、葬祭費の支給額を「3万円」から「5万円」に改正するものでございます。

第13条の保健事業でございますが、平成20年度から高齢者医療確保法に基づく各医療保険者に特定健康診査、特定保健指導の実施が義務づけられており、これに伴い条文に「特定健康診査等」の文言を追加するもので

ございます。よろしくご審議を賜り、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます。詳細説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第21 議案第15号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（北川嘉明） 日程第21、議案第15号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第15号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

現在、平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例として、税制改正により町民税の課税となる方や町民税課税となる方と同居されている方に対して保険料の上昇幅が段階的になるよう激変緩和措置を規定しております。

このたび、平成18年に一部改正された介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令がさらに一部改正され、同令附則第4条第1項第5号または第6号のいずれかに該当する第1号被保険者について市町村は平成20年度も激変緩和を講ずることができるように改正されました。

当町におきましても、平成19年度に引き続き同様の激変緩和を講じることとし、平成18年3月にご議決いただきました当条例の一部改正の附則第3条に第3項として1項を追加し、平成20年度においても平成19年度と同

様の激変緩和措置が講じられるよう規定するものでございます。

最後に、この条例の施行日についてですが、平成20年4月1日としています。よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第22 議案第16号 太子町後期高齢者医療に関する条例の制定について

議長（北川嘉明） 日程第22、議案第16号太子町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第16号太子町後期高齢者医療に関する条例の制定について説明を申し上げます。

平成18年6月に健康保険法等の一部を改正する法律が可決成立し、さまざまな医療制度改革がなされておりますが、75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が平成20年4月から始まります。

後期高齢者医療制度につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に規定されており、施行令第2条に、市町村が処理する事務、施行規則第6条に、被保険者資格に関する事務、同規則第7条に、給付に関する事務が規定されております。

後期高齢者医療の事務執行に当たっては、太子町が行う事務や普通徴収に係る保険料の納期を初め条例で定める必要があります。本条例につきましては、兵庫県下41市町すべてで構成する兵庫県後期高齢者医療広域連合の事務とも密接な関係があり、県内統一した内容で制定するものでございます。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第16号太子町後期高齢者医療に関する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

太子町後期高齢者医療に関する条例については、県内統一した基準で運営する必要があるため、広域連合から条例の参考例の提示があり、兵庫県下41市町すべてが統一した内容で条例を制定するものであります。

条例の主な項目として、第2条に、太子町において行う事務、第3条に、保険料を徴収すべき被保険者、第4条に、普通徴収に係る保険料の納期を定めております。

今回提出しております太子町後期高齢者医療に関する条例の制定については後期高齢者医療事務を円滑に執行する上で必要となりますので、原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます、詳細説明を終わらせていただきます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第23 議案第17号 太子町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

議長（北川嘉明） 日程第23、議案第17号太子町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第17号太子町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条

例の制定について説明を申し上げます。

学校教育法等の一部を改正する法律が平成19年6月27日に公布され、平成19年12月26日より施行されており、この改正に伴い太子町立小学校及び中学校設置条例を改正するものであります。

内容としましては、引用条項ずれの改正でございます。

第1条の小学校及び中学校を設置することを規定している学校教育法の引用条項について、学校教育法「第29条及び第40条」を「第38条及び第49条」に改正するものであります。

また、本条例の附則において太子町環境保全の規制に関する条例の一部改正を行い、第3条の同意基準で各種学校を規定する学校教育法の引用条項について、学校教育法「第83条」から「第134条」に改正しております。

施行日についてでございますが、公布の日から施行することとしております。よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第24 議案第18号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について

議長（北川嘉明） 日程第24、議案第18号兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第18号兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について説明を申し上げます。

加古川市、高砂市宝殿中学校組合が平成20年3月31日付で解散し、本組合を脱退することに伴い、規約の変更を行うものであります。

今回脱退される加古川市、高砂市宝殿中学校組合は、その生徒の大部分が高砂市で占めるようになったため、検討の結果、一部事務組合を解散し、高砂市立中学校に移行されるものでございます。

この改正により、本組合構成市町等の数は19市12町31一部事務組合から19市12町30一部事務組合となります。

なお、施行日については平成20年4月1日であります。よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第25 議案第19号 平成20年度兵庫県太子町一般会計予算

議長（北川嘉明） 日程第25、議案第19号平成20年度兵庫県太子町一般会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第19号平成20年度兵庫県太子町一般会計予算について説明を申し上げます。

施政方針でも申し上げましたが、歳入歳出予算の総額を83億6,915万1,000円と定めるものであります。

前年度当初予算との対比では1,591万

2,000円の増、増減率として0.2%の増であります。

歳入予算の主な増減は、平成19年度をもって三位一体の改革による一定の税源移譲を終えたこともあり、町税、地方税、譲与税ともほぼ横ばいとなっております。地方交付税は1億2,000万円、率にして9.6%の増。県支出金は、県行政による各種補助金の補助率の削減額より後期高齢者医療制度創設に伴う支出額が上回り4,411万円、率にして9.1%の増。繰入金は7,092万4,000円、率にして12.2%の減。町債は、事業完了に伴う都市計画事業債の減や臨時財政対策債等の減により4,237万円、率にして11.4%の減となっております。

歳出予算の主な増減は、総務費はほぼ横ばい、民生費は後期高齢者医療費の新設、老人福祉費、障害者福祉費、児童措置費、乳幼児等医療費の増加などにより6,930万2,000円、率にして3.1%の増。衛生費は、保健衛生総務費、清掃総務費の減少などにより3,018万2,000円、率にして3.3%の減。農林水産業費は、農地費、国土調査費の増加などにより1,265万9,000円、率にして13.3%の増。土木費は、公園事業費、幹線道路整備事業費の減少などにより5,392万1,000円、率にして3.8%の減。消防費は、災害対策費の減少などにより2,232万9,000円、率にして5.4%の減。教育費は、主に給食センター調理業務等の委託などにより9,043万3,000円、率にして9.4%の増。公債費は、既発債の償還完了により4,911万5,000円、率にして4.6%の減となっております。その他、債務負担行為を1事業、地方債を3件設定し、一時借入金、歳出予算の流用については前年度と同様としております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第19号平成20年度兵庫県太子町一般

会計予算について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明を申し上げます。

51ページをお願いいたします。

款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費、節1 報酬5,380万8,000円につきましては、改選に伴う議員数の減によりまして、前年度対比27万1,000円減にて計上いたしております。

53ページをお願いいたします。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、節3 職員手当等につきましては、退職等による職員数の減及び地域手当の廃止により、前年度対比1,301万円の減、6,878万5,000円を計上しております。

59ページをお願いいたします。

款2 総務費、項1 総務管理費、目3 財政管理費、節24 投資及び出資金につきましては、国の政策、金融改革の一環として、地方公営企業等金融公庫は平成20年10月1日に解散し、地方公営企業等金融機構として発足します。その際、出資金として全町村分の11億円を出資するため、当町負担額の360万円を計上いたしております。

目4 会計管理費、節18 備品購入費につきましては、窓口の利便性向上のため、町民課及び税務課において各種証明手数料の窓口収納を行うのに必要なレジスターを2台購入するものでございます。

目7 電子計算機費であります。63ページをお願いいたします。節13 委託料につきましては、主に新基幹業務システムの稼働、固定資産税の評価がえや裁判員制度へのシステム対応等によるシステム保守委託料が1,532万9,000円の増額となります。業務システムデータ移行委託料が平成19年度で終了するため、前年度と比べ4,000万円の減額となり、節合計では2,313万円の減となります。節14 使用料及び賃借料につきましては、主に新基幹業務システム導入に伴う電子計算機借料2,206万5,000円の増額となります。節15 工事請負費につきましては、おのおの保健福祉会館及び庁舎1階部分の工事となります。

65ページをお願いいたします。

目8 交通安全対策費、節15 工事請負費119万1,000円につきましては、道路反射鏡13基と、その他交通安全施設として標識及び看板1基、自発光式交差点びょう2カ所、ポストコーン10カ所を予定しております。

69ページをお願いいたします。

目13 基金費500万5,000円につきましては、基金運用利率が上昇傾向にあることから、利率を前年度の年0.4%から0.55%に見直したことで利子収入が増加する見通しでございますので、前年度対比97万5,000円増にて計上いたしております。

73ページをお願いいたします。

項2 徴税費、目2 賦課徴収費、節23 償還金利子及び割引料のうち、所得変動による住民税還付金3,391万5,000円につきましては、税源移譲により所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方について、既に納付済みの平成19年度分の住民税額から税源移譲により増額となった住民税相当額を還付するものでございます。

77ページをお願いいたします。

項4 選挙費、目3 町長選挙費1,082万4,000円及び目4 農業委員会選挙費249万8,000円につきましては、平成20年度に執行予定の選挙経費でございます。

83ページ及び85ページをお願いいたします。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、節28 繰出金2億1,087万7,000円につきましては、国民健康保険特別会計繰出金であります。内訳としましては、保険基盤安定繰り出しのうち、保険税軽減分が前年度対比74万5,000円増の7,586万4,000円、保険者支援分が101万7,000円増の1,562万7,000円、職員給与費等繰り出しが平成20年4月に創設される後期高齢者医療制度の実施準備に係るシステム改修経費が平成19年度に終了することなどにより1,916万7,000円減の3,888万5,000円、出産育児一時金等繰り出しが23万4,000円減の1,283万3,000円、財政安定化支

援事業繰り出しが14万円増の512万6,000円、その他一般会計繰り出しが3,097万4,000円減の6,254万2,000円でございます。

引き続き85ページをお願いいたします。

目2 老人福祉費、節18備品購入費の緊急通報装置39台につきましては、前年度より倍増しておりますが、新規設置台数に加え、現在設置済みの通報装置の老朽化による取りかえによるものでございます。

87ページをお願いいたします。

節28繰出金2億2,736万5,000円は、介護保険特別会計繰出金であります。保険給付事業繰り出しが前年度対比1,998万8,000円増の2億2,089万3,000円、介護サービス事業繰り出しが151万7,000円増の647万2,000円でございます。

目3 老人医療費、節28繰出金につきましては、老人保健特別会計繰出金であります。前年度対比1億2,734万1,000円減の1,655万7,000円でございますが、これは平成19年度末にも老人保健制度が廃止になることに伴い大幅に減額になっております。

目4 後期高齢者医療費につきましては、平成20年度より新たな医療制度として75歳以上の方が対象となる後期高齢者医療制度が開始されることに伴い、節19負担金補助及び交付金で計上しています後期高齢者医療費負担金は自治体が負担義務を担うもので、兵庫県後期高齢者医療広域連合へ拠出する額1億4,016万3,000円でございます。節28繰出金においては、後期高齢者医療特別会計繰出金として、事務費と保険基盤安定で総額5,288万9,000円を新規に計上いたしております。

91ページをお願いいたします。

目6 障害者福祉費、節19負担金補助及び交付金のうち障害者自立支援対策臨時特例交付金につきましては、障害者自立支援法の本格施行に伴い事業者の負担増に対する激変緩和措置として、日中に活動するサービスや通所施設における送迎サービスに助成を行うものでございます。また、節20扶助費のうち障害者自立支援対策臨時特例交付金につきまして

は、同じく激変緩和措置として、障害者施設の経営状況が悪化しないよう支援するものでございます。

97ページをお願いいたします。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、節13委託料のうち、次世代育成支援行動計画ニーズ調査等委託料129万2,000円につきましては、子育て世代の要望を的確に把握するためのアンケート調査を実施するものでございます。また、こんにちは赤ちゃん訪問委託料72万円につきましては、生後4カ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行うものでございます。

103ページをお願いいたします。

目8 児童館運営費、節7賃金1,157万5,000円につきましては、子育てインストラクター嘱託職員1名、補助員1名増員により、前年度対比217万4,000円増を計上いたしております。

105ページをお願いいたします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費、節19負担金補助及び交付金のうち、前年度で1,414万6,000円計上していましたが姫路赤十字病院移転新築事業助成金が終了となりましたので、節合計では1,408万8,000円の減となっております。

111ページをお願いいたします。

目4 環境衛生費、節19負担金補助及び交付金6,338万2,000円は、揖龍保健衛生施設事務組合負担金のうち火葬場施設に係る経費で、増減なしとなっております。

113ページをお願いいたします。

項2 清掃費、目1 清掃総務費、節19負担金補助及び交付金のうち揖龍保健衛生施設事務組合負担金6億5,496万9,000円でございますが、前年度ごみ処理施設の焼却炉の大規模改修事業費に係る経費負担4,172万5,000円のうち、国庫負担金決定により前年度対比2,276万8,000円の減となっております。

117ページをお願いいたします。

款6 農林水産業費、項1 農業費、目3 農業

振興費、節13委託料27万円につきましては、シカやイノシシなどの有害鳥獣駆除に3回分21万円、公共施設等でのスズメバチ等駆除に4回分6万円を計上いたしております。

119ページをお願いいたします。

目5農地費、節13委託料のうち、段階的基盤整備等実証調査委託料につきましては、営農活動推進のため基盤整備を進める全額国庫補助事業でありまして、実施期間は平成20年度から2カ年間、阿曾を対象地区とし、実証調査を行うものでございます。

また、原上ノ池改修事前調査委託料につきましては、堤防の老朽化が激しく災害を誘引するおそれがあるため早急な改修が不可欠であり、平成20年度内に調査設計を行うものでございます。

引き続き121ページをお願いいたします。

節19負担金補助及び交付金のうち、県営七夕池改修事業負担金につきましては、姫路市に所在を置く農業用ため池でございますが、太子町と姫路市にまたがる受益を持つため、負担割合60%で平成20年度に実施設計を行うものでございます。

目6農業振興地域整備促進費97万円につきましては、主に節13委託料の、最近特に問題視されています食の安全・安心及び食育の推進を農業を通して見詰め直す、食と農実践モデル事業委託料30万円の追加及び節18備品購入費の、遊休農地活用のため除草等裁断器具購入費41万円の追加により、前年度対比54万7,000円増となっております。

目8国土調査費につきましては、全国規模で実施されています地籍調査事業で、土地に関する記録の約半分は依然明治時代の地租改正によってつくられた地図をもとにしたものであるため、正確な土地の記録と最新の測量技術による地図を整備するための事業でございます。

127ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節19負担金補助及び交付金のうち、県単独事業急傾斜地崩壊対策事業負担金100万

円につきましては、県施行による太子山斜面の崩壊対策事業経費の負担金であります。事業期間は平成19年度から23年度までの計画で、平成20年度は擁壁に係る事業費を計上いたしております。

129ページをお願いいたします。

項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費、節13委託料のうち、道路台帳更新作業委託料につきましては、前回実施は平成17年度で、3年に1度の更新作業でございます。

131ページをお願いいたします。

目3生活道路整備事業費、節15工事請負費及び節17公有財産購入費につきましては、東保西光寺線道路で部分的に用地取得のめどがついたため、用地取得及び道路拡幅工事を行うものでございます。

133ページをお願いいたします。

目4幹線道路整備事業費、節15工事請負費のうち沖代線歩道設置外工事費につきましては、ホームセンターアグロ前交差点の南から農協石海支店の南までのうち約120メートルの区間において歩道整備を行うものでございます。節17公有財産購入費1,769万4,000円及び節22補償補填及び賠償金9,227万3,000円につきましては、都市計画道路揖保線用地約856平方メートルの用地取得費と車庫、倉庫、墓地などの移転補償費でございます。

135ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節13委託料のうち、都市計画マスタープラン改定委託料につきましては、前回のマスタープラン策定から10年が経過し、その間に広域的な都市計画マスタープランである兵庫県西播磨地域ビジョン等の策定があり、平成19年度には都市計画運用指針に基づく兵庫県広域都市計画指針も策定されております。これらの計画や社会経済情勢を踏まえ、太子町の将来像や都市づくりの理念に合わせて、現行の都市計画マスタープランを改定するものでございます。

135ページでございますが、目2下水道事業費、節28繰出金のうち、下水道事業特別会

計繰出金につきましては、整備事業は終了しましたが、起債の償還が開始となるため、前年度対比5,361万2,000円増の8億2,887万円を計上いたしております。

137ページをお願いいたします。

目3公園管理費、節15工事請負費100万円につきましては、太田公園のフジ棚を支えるコンクリート柱から鉄筋が露出し落下のおそれがありますので改修を行うものでございます。

目4公園事業費、節13委託料193万2,000円につきましては、総合公園建設事業第2回事業再評価の答申により計画の見直しを実施した結果、事業認可変更を余儀なくされ、その前提となる費用対効果分析を行うものでございます。節17公有財産購入費6,746万円及び節22補償補填及び賠償金300万円につきましては、総合公園用地取得費であります。兵庫県町土地開発公社からの買い戻しは平成19年度に終了となり、山林の一部を取得するものでございます。

139ページをお願いいたします。

目5土地区画整理事業費、節13委託料700万円につきましては、JR網干駅西南地区の土地区画整理事業の調査設計業務経費でございます。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費3億3,587万2,000円は、たつの市への消防事務委託料であります。平成19年度普通交付税の消防費基準財政需要額の80%にて算出いたしております。

151ページをお願いいたします。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費1,176万円につきましては、学級数増加に対応するため和室を普通教室に転用するための改修工事でございます。平成20年度中に工事を完了し、平成21年度入学の児童に備える予定でございます。

153ページをお願いいたします。

目2教育振興費、節13委託料のうち、小学校国際理解推進モデル事業委託料55万円につきましては、小学校の英語教育の研究推進の

モデル校として太田小学校が指定されたことによるものでございます。節19負担金補助及び交付金のうち、環境体験事業補助金139万6,000円につきましては、小学校6年生を対象とした自然体験事業として、平成20年度は県下の小学校の60%で実施するという県の方針のもと、当町では3校の実施を予定いたしております。

157ページをお願いいたします。

項3中学校費、目2教育振興費、節7賃金のうち、別室少人数指導員賃金226万2,000円につきましては、別室での独自学習に対して指導員2名の配置を行うものでございます。

163ページをお願いいたします。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節15工事請負費1,155万円につきましては、老朽化した太田幼稚園遊戯室の屋根を改修するものでございます。

167ページをお願いいたします。

項5社会教育費、目2公民館費、節13委託料のうち、中央公民館耐震診断委託料につきましては、公共施設の耐震優先度調査の結果や施設規模などを踏まえ、災害時の避難場所としても主要施設となります中央公民館の耐震度を測定するものでございます。

169ページをお願いいたします。

目3青少年教育費、節7賃金につきましては、夏休み等長期休業の場合、現在小学校3年生まで対象に学童保育を実施しておりますが、対象を広げてほしいとの要望が強く、空き教室、指導員数等を考慮した結果、小学校4年生まで対象を広げたことにより、前年度対比83万1,000円増となっております。

171ページをお願いいたします。

節13委託料の一部及び節15工事請負費につきましては、石海学童保育園の設計委託料、改修工事でございます。現在の石海農協が平成20年5月に移転となるため、6月以降太子町で借り受け、学童保育教室として使用するためのものでございます。

175ページをお願いいたします。

目5文化財保護費、節13委託料のうち、揖

保線発掘調査委託料につきましては、損保線道路整備に伴う調査でございます。

181ページをお願いいたします。

目7 会館管理費、節15 工事請負費410万円につきましては、文化会館及び図書館の老朽化による防水改修工事でありまして、会館管理費にて一括計上いたしております。

189ページをお願いいたします。

項6 保健体育費、目2 体育館費、節15 工事請負費につきましては、消火栓器具の保証期間を経過したことによる取りかえ工事でございます。

193ページをお願いいたします。

目4 給食センター費、節13 委託料のうち、給食センター改築工事基本実施設計及び用地測量の地質調査委託料につきましては、昭和47年度の建設から34年が経過し施設の老朽化が進んでおりますので、いろんな角度からどういうケースが最善かを考慮するための予算計上でございます。

以上で歳出の詳細説明を終わります。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

まず、10ページをお願いいたします。

町税全体の予算額は41億1,977万5,000円で、前年度対比513万7,000円の増でございます。

15ページをお願いいたします。

款1 町税、項1 町民税、目1 個人につきましては、予算額16億4,731万7,000円で、納税義務者数の増加を見込み、前年度対比2,024万3,000円の1.2%増としております。

目2 法人につきましては、予算額1億9,965万7,000円で、前年度対比100万8,000円の0.5%減としております。

項2 固定資産税、目1 固定資産税につきましては、予算額20億2,872万3,000円で、前年度対比2,027万7,000円、1.0%増となっております。内容としましては、土地が7億5,741万5,000円で、1,783万2,000円増ですが、これは評価額と税を算定する課税標準額に開きがあるため、この開きを解消していく負担調整措置により税負担が上昇するも

のでございます。家屋は7億5,748万2,000円で、2,834万1,000円増であります。これは新築家屋が増加していることなどによるものでございます。また、償却資産は4億5,882万6,000円で、3,089万6,000円減となっております。これは、昨年度には大手電機メーカーの新たな設備投資がありましたが、平成20年度にはそのような動きは見られないため減額計上しております。

目2 国有資産等所在市町村交付金につきましては、予算額340万5,000円で、前年度対比138万円、28.8%の減となっております。これは、平成19年10月、郵政公社の民営化により郵政公社分の納付金が目1 固定資産税に移行したことによるものでございます。

17ページをお願いいたします。

項3 軽自動車税につきましては、予算額6,414万円で、前年度対比505万1,000円、8.5%の増であります。これは、ガソリン価格の高騰などを背景に、より燃費効率のよい軽自動車の登録台数が増加していることによるものでございます。総台数は1万2,653台で、前年度に比べて604台の増を見込んでおります。

項4 町たばこ税につきましては、予算額1億7,653万3,000円で、前年度対比3,804万6,000円、17.7%の減であります。これは、健康増進法の施行後、健康に対する意識の高まりや喫煙場所の制約が進んでいる状況に加えまして、平成18年7月から税率改正など消費者心理への影響から売上本数が低迷しておりますので、売上本数の見込みを前年度対比で約1,200万本の減で見込んでおります。

款2 地方譲与税、項1 自動車重量譲与税7,420万円につきましては、平成19年度見込み額に地方財政計画上の伸び率100.1%を乗じた額を計上いたしております。

19ページをお願いいたします。

項2 地方道路譲与税2,530万円につきましては、平成19年度見込み額に地方財政計画上の伸び率97.6%を乗じた額を計上しております。しかし、現在国会で議論されております

道路特定財源の暫定税率が廃止され、特に地方に対する救済措置がなされなかった場合、
項 1 自動車重量譲与税4,523万2,000円減、項
2 地方道路譲与税397万円減と見込まれます。

款 3 利子割交付金2,310万円につきましては、平成19年度見込み額に20年度の地方交付税算定上の伸び率106.9%を乗じた額を計上いたしております。

款 4 配当割交付金3,090万円及び款 5 株式等譲渡所得割交付金1,930万円につきましては、それぞれ平成20年度の県交付見込み額に交付年度の前3カ年における県内各市町の個人県民税額の比率を乗じた額を計上いたしております。

款 6 地方消費税交付金 2 億9,000万円につきましては、平成19年度見込み額に20年度の地方交付税算定上の伸び率94.7%を乗じた額を計上いたしております。

21ページをお願いいたします。

款 7 ゴルフ場利用税交付金550万円につきましては、平成19年度見込み額に県税の伸び率98.7%を乗じた額を計上しております。

款 8 自動車取得税交付金5,060万円につきましては、平成19年度見込み額に20年度の地方交付税算定上の伸び率85%を乗じた額を計上しております。しかし、先ほど地方譲与税のところの説明させていただきました暫定税率廃止の場合、影響額は3,161万3,000円減と見込まれます。

款 9 地方特例交付金、項 1 地方特例交付金2,330万円につきましては、平成18年度の児童手当制度の改正による地方負担額の増加に対して創設されました児童手当特例交付金及び税源移譲に伴う住宅借入金等特別控除に係る個人住民税の減収補てん措置分でございます。

項 2 特別交付金370万円につきましては、個人住民税における所得割の定率減税廃止に伴う減税補てん特例交付金の廃止に対する経過措置として創設され、平成19年度から21年度までの期間で交付されるものでございま

す。なお、予算額は平成19年度見込み額に国の予算の伸び率99.5%を乗じた額を計上いたしております。

款10地方交付税13億6,600万円は、内訳としまして普通交付税12億7,000万円と特別交付税9,600万円であります。普通交付税につきましては、基準財政需要額が52億6,412万2,000円と試算し、基準財政収入額37億421万2,000円、臨時財政対策債振りかえ分 2 億8,003万円と見込んでおります。

23ページをお願いいたします。

款12分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 民生費負担金、節 2 児童福祉費負担金 1 億4,158万5,000円のうち保育所児童保育料につきましては、斑鳩保育所では平均保育料2万800円に月120名を乗じ、石海保育園では平均1万9,530円に月61名を、二葉保育園では平均2万3,490円に105名、安養保育園では平均2万2,700円に月103名、町外への委託保育園は平均2万2,590円に月125名を乗じた金額にて計上いたしております。

また、保育所受託運営費負担金であります。他市町からの保育児童受け入れ分として、斑鳩保育所で1歳児1名を、石海保育園で1歳児3名と3歳、4歳児各1名分の合計6名分を計上いたしております。

目 3 教育費負担金、節 3 社会教育費負担金1,478万4,000円は、学童保育保護者負担金でございます。1カ月当たり8,000円が134名分、4,000円が40名分を計上いたしております。

31ページをお願いいたします。

項 2 国庫補助金、目 3 土木費国庫補助金、節 2 都市計画費補助金のうち、住宅・建築物耐震改修等事業費補助金95万5,000円につきましては、個人住宅15戸分の耐震診断経費の2分の1の補助20万2,000円に加え、公共施設分として、歳出の167ページ、款10教育費、項 5 社会教育費、目 2 公民館費で説明申し上げます。中央公民館の耐震診断経費への補助金としまして3分の1の補助を計上いたしております。

33ページをお願いいたします。

款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費負担金のうち、後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、87ページで説明させていただきました款3民生費、項1社会福祉費、目4後期高齢者医療費、節28繰出金のうち、保険基盤安定繰り出し分3,160万円に対する県負担金として4分の3の2,370万円を計上いたしております。

39ページをお願いいたします。

項3委託金、目1総務費委託金、節2徴税費委託金7,917万円は、県民税徴収事務市町交付金でございます。前年度対比では1,717万円の増となっております。これは、通常の県民税徴収事務市町交付金に加えて、73ページで説明させていただきました款2総務費、項2徴税費、目2賦課徴収費、節23償還金利子及び割引料の所得変動による住民税還付金の3,391万5,000円のうち県民税分1,597万円を交付金として計上いたしております。

47ページをお願いいたします。

款19諸収入、項5雑入、目1雑入、節2民生費雑入のうち、保育所一時的保育事業保育料563万円につきましては、斑鳩保育所が平均保育料2万400円で月9名分、二葉保育園では平均1万1,430円で9名分、安養保育園では平均2万300円で月9名分を計上いたしております。

49ページをお願いいたします。

款20町債、項1町債、目2臨時財政対策債2億8,003万円につきましては、普通交付税の基準財政需要額の一部振りかえ分として発行するものでございますが、平成19年度の発行可能額2億9,899万3,000円に地方債計画上の伸び率93.7%を乗じた額を計上しております。

以上で平成20年度兵庫県太子町一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わ

りました。

~~~~~

日程第26 議案第20号 平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

議長（北川嘉明） 日程第26、議案第20号平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第20号平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

平成20年度国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の総額を26億2,262万3,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、国民健康保険税7億6,174万3,000円、国庫支出金6億2,298万4,000円、療養給付費等交付金1億6,765万円、前期高齢者交付金4億7,466万6,000円、県支出金1億1,898万5,000円、共同事業交付金2億5,914万7,000円、繰入金2億1,087万8,000円等であります。

歳出の主な内容につきましては、総務費3,921万5,000円、保険給付費16億9,487万1,000円、後期高齢者支援金等3億1,497万3,000円、老人保健拠出金9,976万7,000円、介護納付金1億3,981万7,000円、共同事業拠出金2億5,914万7,000円、保健事業費2,113万3,000円等であります。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） 議案第20号平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

平成18年6月、健康保険法の一部を改正す

る法律が成立し、さまざまな医療制度改革がなされております。改革の大きな柱は、医療費適正化の総合的な推進では、保険者に40歳から74歳までの被保険者を対象に糖尿病等の生活習慣病の予防に着目した特定健康診査、特定保健指導の実施を義務づけております。

また、新たな高齢者医療制度の創設では、75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療並びに前期高齢者の医療費に係る財政調整が平成20年4月から始まります。後期高齢者医療では患者負担を除き現役世代に支援約4割を求めており、保険者は後期高齢者支援金等を納付する義務を負っております。平成20年度国民健康保険特別会計予算は、これらの医療制度改革を盛り込んだ内容で作成いたしております。

後期高齢者支援金等の納付義務が発生したことにより、保険税の賦課区分に新たに後期高齢者支援金分等を追加しております。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の三本立てにより保険税を賦課することになり、保険税率の見直しを行っております。

税率改正に当たっては、国民健康保険運営協議会を3回開催し、審議をいただきましたところでございます。制度改正により大きく変更になっている項目を重点に詳細説明を申し上げます。

歳出から説明を申し上げます。

23ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費3,187万3,000円は、国民健康保険事業の運営に必要な経常的な経費として人件費と物件費を計上いたしております。

25ページをお願いいたします。

項2 徴税費、目1 賦課徴収費681万5,000円は、国民健康保険税の賦課徴収事務に必要な保険税システム変更などの経常的な経費でございます。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費13億4,307万7,000円は、18年度の被保険者1人当たりの額に伸び率を乗じて算出いたしております。65歳以上の退

職被保険者等が一般被保険者に種別変更になり、被保険者が増加したことにより療養給付費は大幅に増額になっております。

目2 退職被保険者等療養給付費は1億6,340万5,000円で、退職被保険者等の減少に伴い大幅に減額となっております。一般被保険者及び退職被保険者等に係る療養費、高額療養費は、ともに16年度から18年度までの決算額と19年度の決算見込み額を合算して求めた平均値と、退職被保険者等から一般被保険者への種別変更に伴う給付費の割り振りを行い算出したしております。一般被保険者分は増額、退職被保険者等分は減額となっております。

29ページをお願いいたします。

項5 葬祭諸費250万円は、1件当たりの額を現行より2万円増額し5万円にいたしております。後期高齢者医療の葬祭費の額が5万円に決定されることから、整合性を合わせるため増額いたしております。

款3 後期高齢者支援金等、目1 後期高齢者支援金3億1,492万3,000円は、20年4月から施行される後期高齢者医療への支援金の納付が義務づけられ、支援金の一部をすべての被保険者に保険税として賦課しております。1人当たりの負担見込み額に被保険者数を乗じて支援金を算出いたしております。

31ページをお願いいたします。

款4 前期高齢者納付金等、目1 前期高齢者納付金72万5,000円は、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整のための納付金で、保険者に納付が義務づけられております。1人当たりの負担調整対象見込み額に被保険者数を乗じて納付金を算出いたしております。

款5 老人保健拠出金、目1 老人保健医療費拠出金9,925万2,000円は、老人保健にかわる新たな後期高齢者医療が20年4月から始まります。これに伴い20年度の老人保健医療費拠出金は、20年3月診療の1カ月分と前々年度の精算分を支払うことにより拠出金の額は前年度より3億1,318万1,000円減額となっております。

款6 介護納付金は1億3,981万7,000円で、平成20年度標準給付費額及び介護予防事業費額の見込み額の総額6兆7,592億円の31%を第2号被保険者4,222万人が負担をいたします。20年度の第2号被保険者1人当たりの負担見込み額は4万9,700円であります。本町の介護納付金は、1人当たり負担見込み額4万9,700円に18年度第2号被保険者数3,172人に伸び率を乗じて算出した20年度概算納付金1億5,685万3,200円と前々年度の精算額を納付します。納付額は前年度より2,198万7,000円減額となっております。

33ページをお願いいたします。

款7 共同事業拠出金、目1 高額医療費拠出金3,396万1,000円は、1件80万円以上の医療費が事業対象で、共同事業に必要な費用の見込み額に対して、本町分の拠出率を乗じて算出いたしております。

目2 保険財政共同安定化事業拠出金2億2,518万6,000円は、1件30万円以上の医療費が事業対象で、共同事業に必要な費用の見込み額に対して、医療費案分と被保険者数案分により本町分の拠出率を乗じて算出しております。

款8 保健事業費、目1 特定健康診査等事業費1,964万3,000円は、医療費適正化の総合的な推進において20年度から保険者に40歳から74歳までの被保険者を対象に特定健康診査、特定保健指導の実施が義務づけられ、糖尿病の生活習慣病の予防事業に取り組む経費で、委託料が主な費用であります。

続いて、歳入を説明いたします。

10ページをお願いいたします。

20年度の保険税は、賦課区分に後期高齢者支援金分を追加し、保険税率を新たに設け、医療給付費分の保険税率を改正しております。介護納付金分の保険税率は現行のまま据え置いております。

款1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分、現年課税分4億7,740万1,000円は、所得割5.3%、資産割20%、均等割2万7,000円、平等割2万

4,000円、賦課限度額47万円により課税いたしております。後期高齢者支援金分、現年課税分1億3,046万3,000円は、所得割1.65%、資産割3%、均等割6,900円、平等割6,000円、賦課限度額12万円により課税いたしております。介護納付金分現年課税分5,001万7,000円は、所得割1.58%、資産割8.9%、均等割1万400円、平等割6,200円、賦課限度額9万円により課税しております。

目2 退職被保険者等国民健康保険税は、一般被保険者と課税方法は同じであります。保険税全体で、一般被保険者75歳以上が後期高齢者医療に移行することにより、前年度より5,733万2,000円減額となっております。一般被保険者の保険税は65歳以上の退職被保険者等が一般被保険者に種別変更になることにより1億4,562万4,000円増額となっておりますが、退職被保険者等の保険税は被保険者が大幅に減少することにより2億295万6,000円減額となっております。

13ページをお願いします。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 療養給付費等負担金5億806万5,000円は、療養給付費負担金3億4,329万8,000円、老人保健医療費拠出金負担金2,207万円、介護納付金負担金4,753万7,000円、後期高齢者支援金負担金9,493万9,000円、前期高齢者納付金負担金22万1,000円の合計額で、一般被保険者に係る療養給付費の増加並びに後期高齢者支援金の費用が新たに発生することに伴い、前年度より増額となっております。

目4 特定健康診査等負担金239万4,000円は、特定健康診査は健診形態、特定保健指導は実施方法により、それぞれの1人当たりの助成基準単価で算出した額であります。

項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金の普通調整交付金1億403万5,000円、普通調整交付金7,230万6,000円、老人保健医療費拠出金財政調整交付金203万2,000円、介護納付金財政調整交付金1,070万4,000円、後期高齢者支援金財政調整交付金1,894万8,000円、前期高齢者納付金財政調整交付金4万5,000円の合

計額でございます。

16ページをお願いいたします。

款5療養給付費等交付金1億6,765万円は、退職被保険者等の保険給付費に対する交付金で、療養給付費の減額に伴い、交付金が大幅に減額になっております。

款6前期高齢者交付金4億7,466万6,000円は、20年度から前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整が行われ、支払基金から交付されるものでございます。交付金の額は、平成18年度当該保険者前期高齢者給付費額、20年度当該保険者後期高齢者支援金額、20年度当該保険者前期高齢者加入率見込み値などの数値をもとに算出してしております。

款7県支出金、項1県負担金、目1高額医療費共同事業負担金並びに目2特定健康診査等負担金は、国庫負担金の高額医療費共同事業負担金並びに特定健康診査等負担金と算出方法は同じでございます。

項2県補助金の普通調整交付金8,917万7,000円は、国庫補助金の普通調整交付金と同様の方法により算出いたしております。特別調整交付金1,284万4,000円は、住民の健康を図る事業に対する補助を見込んでおります。

18ページをお願いいたします。

款8共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金3,396万1,000円並びに目2保険財政共同安定化事業交付金2億2,518万6,000円は、歳出の共同事業拠出金と同額を見込んでおります。

款11繰入金、目1一般会計繰入金2億1,087万7,000円は、法定繰り入れ分1億4,833万5,000円と任意繰り入れ分6,254万2,000円でございます。保険基盤安定繰り入れは保険税軽減分と保険者支援分、職員給与等繰り入れは総務費の人件費及び物件費相当額、出産育児一時金等繰り入れは出産育児一時金の3分の2を繰り入れております。任意繰り入れは一般会計からの財政支援でございます。

以上で平成20年度兵庫県太子町国民健康保

険特別会計予算の詳細説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時47分）

（再開 午後4時30分）

議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~  
日程第27 議案第21号 平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

議長（北川嘉明） 日程第27、議案第21号平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第21号平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

平成20年度介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額を14億104万2,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、保険料3億1,175万3,000円、国庫支出金2億5,952万7,000円、支払基金交付金3億9,451万9,000円、県支出金1億9,611万5,000円、繰入金2億2,736万5,000円等であります。

歳出につきましては、総務費4,787万5,000円、保険給付費12億5,911万6,000円、介護サービス事業費1,685万2,000円、地域支援事業費4,412万2,000円等を計上いたしております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第21号平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

18ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費については、介護保険事務職員4名分の人件費のほか、老人保健福祉計画、介護保険事業計画改定委託料と事務経費を合わせて一般管理費全体で3,261万4,000円計上いたしております。

20ページをお願いいたします。

目2 連合会負担金については、兵庫県国民健康保険団体連合会の負担金として15万3,000円を計上いたしております。

項2 徴収費、目1 賦課徴収費については、介護保険料納付書の郵送料など賦課徴収を行うための費用として233万2,000円計上いたしております。

項3 介護認定審査会費、目1 介護認定審査会費については、介護認定審査会を月4回、1年で48回の開催を予定し、介護認定審査会の委員報酬として300万円計上し、介護認定審査会費全体で335万2,000円を計上いたしております。

目2 認定調査費については、認定調査員賃金4名分として390万円と主治医意見書の作成料として1,245名分の520万8,000円計上し、認定調査費全体で942万4,000円計上しております。

22ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項1 介護諸費、目1 介護サービス費については、在宅の要介護者への訪問介護、通所介護等の居宅介護サービス給付費として1カ月に延べ581人分3億7,585万3,000円、認知症対応型の通所介護及び共同生活介護などの地域密着型介護サービス給付費として1カ月に延べ29人分6,243万5,000円、施設介護サービス給付費では1カ月に特養延べ112人、老健延べ41人、療養型医療施設延べ36人分として6億1,883万

8,000円、要介護者へのケアプランを提供する居宅介護サービス計画給付費として1カ月に263人分3,591万6,000円計上し、介護サービス費全体で10億9,683万円計上いたしております。

目2 予防サービス費については、在宅の要支援と認定された方への訪問介護、通所介護等の介護予防サービス給付費として1カ月に延べ283人分8,915万8,000円、地域密着型介護予防サービス費として1カ月に延べ2人分556万6,000円、要支援者へケアプランを提供する介護予防サービス計画給付費として220人分1,038万円計上し、予防サービス費全体で1億1,169万円計上いたしております。

目3 高額介護サービス費については、要介護者等の支払う自己負担額が一定額以上になったときに払い戻される高額介護サービス費として1,612万8,000円計上いたしております。

目4 特定入所者介護サービス費については、平成17年10月から保険適用外となった施設等サービス給付費のうち居住費と食費について、低所得者に対する補足的給付として3,283万8,000円計上いたしております。

24ページをお願いいたします。

目5 審査支払手数料については、兵庫県国民健康保険団体連合会に審査委託する際に係る費用として163万円計上しております。

款3 介護サービス事業費、項1 介護サービス事業費、目1 介護サービス事業費については、要支援と認定された方のケアプランを管理する職員1名分の人件費のほか、ケアプラン原案の作成委託料として432万円計上し、介護サービス事業費全体で1,685万2,000円計上しております。

26ページをお願いいたします。

款4 財政安定化基金拠出金、項1 財政安定化基金拠出金、目1 財政安定化基金拠出金については、市町の介護保険財政が安定的に運営されるよう、兵庫県が運営している基金に積み立てるものとして116万8,000円計上いたしております。

款5 地域支援事業費、項1 介護予防事業費、目1 介護予防事業費については、要支援または要介護となるおそれのある方を発見することを目的とした生活機能評価事業の委託料として163万5,000円計上し、その方々を対象とした介護予防事業の委託料として1,245万5,000円を計上し、介護予防事業全体で1,443万1,000円計上しております。

項2 包括的支援事業費、目1 包括的支援事業費については、包括支援センター職員3名分の人件費のほか、成年後見制度精神鑑定委託料20万円、地域包括支援センター相談業務委託料320万円計上し、包括的支援事業費全体で2,969万1,000円計上しております。

30ページをお願いいたします。

款6 基金積立金、項1 基金積立金、目1 基金費については、介護給付費準備基金預金利子及び介護保険料余剰金を積み立てるものとして2,670万3,000円計上しております。

款7 公債費、項1 公債費、目1 利子については、年度中の給付費の急激な増加による財源不足の際の一時借入金利子を想定したものととして20万6,000円計上いたしております。

款8 予備費、項1 予備費、目1 予備費については500万円計上いたしております。

次に、歳入について説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 介護保険料については、現年度分として特別徴収対象者5,469名分2億8,363万4,000円、普通徴収対象者655名分2,781万9,000円、介護保険料全体で3億1,175万3,000円計上いたしております。

款2 介護サービス事業収入、項1 介護サービス事業収入、目1 介護サービス事業収入については、兵庫県国民健康保険団体連合会から介護予防サービスプラン作成報酬として1,038万円計上しております。

款3 使用料及び手数料、項1 手数料、目1 督促手数料については、介護保険料の督促手数料として1,000円計上いたしております。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介

護給付費負担金については、歳出の款2 保険給付費で計上しております保険給付総額の12億5,911万6,000円に定率の負担割合である20%及び施設給付費については15%を乗じて2億2,009万8,000円計上いたしております。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金についても、同様に補助割合である2.02%を乗じて2,543万3,000円計上いたしております。

12ページをお願いいたします。

目2 地域支援事業交付金については、介護保険事業計画における保険給付総額の推計額から審査支払手数料を除いた額に3.0%を上限として、介護予防事業費相当分については25%、包括的支援事業費相当分については40.5%を乗じて1,399万6,000円計上しております。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金については、保険給付費総額の12億5,911万6,000円に定率の負担割合である31%を乗じて3億9,032万4,000円計上いたしております。

目2 地域支援事業交付金については、歳出の款5 地域支援事業費、項1 介護予防事業費、目1 介護予防事業費で計上しております1,443万1,000円から介護予防事業個人負担金を除いた額の1,353万4,000円に定率の負担割合である31%を乗じて419万5,000円計上いたしております。

款6 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金については、保険給付費総額の12億5,911万6,000円に定率の負担割合である12.5%及び施設給付費等については17.5%を乗じて1億8,911万3,000円計上いたしております。

項2 県補助金、目1 地域支援事業交付金については、介護保険事業計画における保険給付総額の推計額から審査支払手数料を除いた額に3.0%を上限として、介護予防事業費相当分については12.5%、包括的支援事業費相当分については20.25%を乗じて699万7,000円計上いたしております。

14ページをお願いいたします。

項3委託金、目1総務費委託金については、40歳から64歳までの医療保険未加入者、いわゆる生活保護者の介護認定審査を兵庫県から委託を受けた際の委託料として5,000円計上いたしております。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金については、保険給付事業繰入金として、保険給付費及び介護予防事業費に定率の負担割合である12.5%を乗じ、包括的支援事業費については20.25%を乗じた1億6,439万7,000円、職員給与費等繰り入れとして3,252万5,000円、事務費繰り入れとして2,397万1,000円、合計2億2,089万3,000円、介護サービス事業繰入金として647万2,000円計上し、合わせて合計2億2,736万5,000円計上いたしております。

以上で議案第21号平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算についての詳細説明を終わらせていただきます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

間もなく定刻の5時が来ますが、会議規則第9条第2項の規定によって会議時間を延長します。

~~~~~

日程第28 議案第22号 平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算

議長（北川嘉明） 日程第28、議案第22号平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第22号平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算について説明を申し上げます。

平成20年度老人保健特別会計の歳入歳出予算の総額を1億8,835万2,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、支払基金交付金9,732万2,000円、国庫支出金5,544万3,000円、県支出金1,386万円、繰入金1,655万7,000円等であります。

歳出につきましては、総務費167万7,000円、医療諸費1億8,567万5,000円等を計上いたしております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようよろしくお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第22号平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、老人保健事業の運営のための物件費で167万7,000円を計上いたしております。求償事務取扱手数料27万2,000円は、歳入の第三者納付金516万8,000円に対する手数料で、損害賠償額の5%相当額と消費税でございます。また、老人保健医療事務共同電算処理委託料は、老人保健重複受診者一覧表等を作成するための経費で、6カ月単位で出力となっており、平成20年4月より老人保健制度が後期高齢者医療制度に移行しますが、過誤、月遅れ請求などに対応するため6カ月分を見込み、107万2,000円計上いたしております。

款2医療諸費、項1医療諸費、目1医療給付費は1億8,000万円を計上しております。これは、平成20年3月で老人保健制度が廃止となりますが、平成20年3月診療分1カ月分と4月以降に生じる過誤調整分を見込んでおります。

目2医療費支給費は500万円計上しております。これは、平成20年3月審査分の補装具、柔整、はり、きゅうと、平成20年5月支給決定の高額医療費を見込んでおります。

目3 審査支払手数料は67万5,000円を計上しております。これも、平成20年3月診療分と4月以降に生じる過誤調整分を見込んでおります。

続きまして、6ページの歳入をお願いいたします。

款1 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 医療費交付金は9,666万6,000円を計上しております。これは、歳出の医療給付費、医療費支給費のそれぞれの額に補助率を乗じて算出しております。

目2 審査支払手数料交付金は、支払基金分9万8,000円と国保連合会分55万8,000円と合わせて65万6,000円を計上いたしております。

款2 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 医療費負担金は5,544万3,000円を計上いたしております。これも、歳出の医療給付費、医療費の支給費、それぞれの額に補助率を乗じて算出しております。

款3 県支出金、項1 県負担金、目1 医療費負担金は1,386万円計上しております。これも、歳出の医療給付費、医療費支給費のそれぞれの額に補助率を乗じて算出しております。

8ページをお願いいたします。

款6 諸収入、項2 雑入、目1 第三者納付金は516万8,000円計上しております。これは、交通事故などによる医療費を損害賠償額として収入する見込み額で、過去4カ年の平均を計上しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第29 議案第23号 平成20年度
兵庫県太子町後期高齢者
医療特別会計予算

議長（北川嘉明） 日程第29、議案第23号平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第23号平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

平成20年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の総額を2億8,643万8,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、保険料2億3,354万5,000円、繰入金5,288万9,000円等であります。

歳出につきましては、総務費967万2,000円、後期高齢者医療広域連合納付金2億7,626万6,000円等を計上いたしております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第23号平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

75歳以上の後期高齢者については、その心身の特性や生活実態等を踏まえた新たな高齢者医療制度として平成20年4月から後期高齢者医療制度が創設されます。

後期高齢者医療制度の運営主体は、都道府県の区域ごとにすべての市町が加入する広域連合で、主な事務は、保険料率等の決定、保険料の賦課決定、医療費の支給等の事務を行います。

また、市町は、広域連合が賦課決定した保険料額をもとに保険料の収納事務等を行います。後期高齢者医療特別会計予算においては、主に保険料の収納事務に係る経費を予算計上しております。

歳出から説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は、後期高齢者医療事務職員1名分の人件費と事務経費で、合わせて752万4,000円を計上しております。

款1 総務費、項2 徴収費、目1 賦課徴収費は、後期高齢者医療保険料納付書の印刷製本費や郵送料など、賦課徴収を行うための費用として214万8,000円計上いたしております。

12ページをお願いいたします。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金は2億7,626万6,000円を計上しております。後期高齢者医療広域連合保険料納付金は、歳入で計上している後期高齢者医療保険料を広域連合に納めるための費用で、2億3,354万5,000円計上いたしております。また、兵庫県後期高齢者医療広域連合分賦金は、広域連合が事業運営を行うために県内の市町が納める費用で、1,112万1,000円計上いたしております。また、保険基盤安定繰入金納付金は低所得者等の保険料軽減分を公費で補てんするための費用で、3,160万円を計上いたしております。

次に、歳入について説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

款1 保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 後期高齢者医療保険料は、特別徴収対象者2,051名分1億8,934万4,000円、普通徴収対象者532名分4,420万1,000円、全体で2億3,354万5,000円計上しております。

款3 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金は、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金、合わせて5,288万9,000円計上しております。

歳入についての説明を終わります。

以上で議案第23号平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第30 議案第24号 平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

議長（北川嘉明） 日程第30、議案第24号平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第24号平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について説明を申し上げます。

平成20年度墓園事業特別会計の歳入歳出予算の総額を1,918万1,000円と定めるものであります。

歳入の内容としましては、使用料及び手数料1,917万9,000円等であります。

また、歳出につきましては、墓園事業費1,918万1,000円を計上いたしております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第24号平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算についての詳細説明を申し上げます。

まず、8ページの歳出から説明をさせていただきます。

款1の墓園事業費でございますが、目1の一般管理費につきましては、募集などによる経費として20万2,000円、一般会計への繰入金として1,043万7,000円計上し、本年度は1,063万9,000円の計上でございます。

目2の墓園管理費は、墓園の維持管理に係る費用でございます。節13の委託料につきましては、清掃管理業務委託についてはシルバー人材センターに予定しております。植樹の管理業務の委託でございますが、薬剤防除、

生け垣の剪定等でございます。車どめの開閉業務委託については地元自治会を予定しております。委託料としましては597万2,000円でございます。

次に、6ページの歳入を説明させていただきます。

款1使用料及び手数料でございますが、項1使用料の目1墓園使用料につきましては、18基分の予算化としまして1,332万円の計上をいたしております。

項2手数料の目1墓園手数料につきましては、861基分としまして585万9,000円を計上いたしております。

以上で平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算についての詳細説明を終わらせていただきます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第31 議案第25号 平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算

議長（北川嘉明） 日程第31、議案第25号平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第25号平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算について説明を申し上げます。

平成20年度における下水道事業特別会計予算の歳入歳出予算の総額は15億2,131万2,000円であり、前年度対比6.2%の増となっております。

歳入の主な内容としましては、分担金及び負担金360万円、使用料及び手数料4億2,274万1,000円、繰入金8億2,887万円、町債2億6,510万円等であります。

歳出につきましては、下水道事業費4億

2,359万5,000円、公債費10億9,771万7,000円を計上しております。

次に、債務負担行為として、水洗便所改造資金融資制度における金融機関の損失補償を設定しております。その他、地方債を3件設定いたしております。

詳細につきましては経済建設部長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） ただいま上程されました議案第25号平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算の詳細説明を申し上げます。

まず、13ページの歳出からお願いします。

節11需用費の修繕料として100万円を計上しております。これは、12年度から設置してきましたマンホールポンプの使用年限も一定期間経過したことから、運転管理に支障なく対応するための補修費用でございます。節13委託料につきましては、下水道水質検査委託、雨水幹線等の土砂浚渫作業委託、平成9年度供用開始区域の下水道管洗浄委託、マンホールポンプ15カ所の点検委託、停電時のマンホールポンプ稼働用発電機の保守点検料、そして下水道管路の劣化状況把握の調査委託、以上合わせまして1,051万3,000円を計上しております。節14使用料及び賃借料では、災害時において迅速かつ確な対応をするため、マンホールポンプ稼働用発電機のリース料等として76万2,000円を計上しております。節16原材料費として、マンホール鉄ぶた、公共汚水ますぶた等の購入費として40万4,000円を計上しております。

次のページの節19負担金補助及び交付金では、揖保川浄化センターへの揖保川流域下水道維持管理負担金2億888万円と下水道使用料徴収事務負担金2,164万円が主なものでございまして、総額2億3,194万円を計上しております。節27公課費として、消費税の課税

対象の見込みから1,000万円を計上しております。

続きまして、目2公共下水道事業費、次のページの節13の委託料につきましては、前年度施工の下水道管、公共ますの移動データをシステムに反映させる下水道情報化システム作成委託、雨水事業及び汚水事業の国庫補助対象となる費用対効果指数を算定するための事業再評価業務委託、雨水事業の都市計画変更のための資料作成業務委託、そして都市計画道路揖保線の下水道管布設工事に伴う実施設計委託、以上合わせまして1,962万4,000円を計上しております。

16ページをお願いします。

節15工事請負費は、面整備工事において公共ますが設置できなかったところのます設置工事費、新たな下水道管布設工事費等を合わせまして6,300万円を計上しております。節19負担金補助及び交付金では、汚水長松幹線管渠築造工事負担金として1,696万9,000円を計上しております。

続きまして、目3合併処理浄化槽整備費は、下水道事業で整備するには費用対効果、また地形上困難なところについて整備するため3基程度の合併処理浄化槽設置工事費及び点検清掃委託料を計上しております。

続きまして、目4流域下水道事業費をお願いします。揖保川流域下水道事業で、A系中央監視電気設備改築工事、A系管理棟建築機械設備改築工事、B系自家発電機設置工事、人孔新設工事など1,544万7,000円の負担金を予定しております。

また、兵庫西流域下水汚泥処理委託事業の償還金につきましては、前処理場特別会計と案分しまして1,937万5,000円を計上しております。これは、前年度の償還金と比較しますと65万5,000円の減額となっております。

続きまして、次のページの公債費をお願いします。

目1元金、節23償還金利子及び割引料につきましては、長期債元金償還金としまして6億5,771万1,000円を計上しております。前年

比7,896万1,000円の増となっております。

続きまして、目2利子、節23償還金利子及び割引料につきましては、長期債利子償還金としまして4億3,536万2,000円を計上しております。前年比2,027万8,000円の減となっております。

次に、8ページの歳入をお願いします。

款1分担金及び負担金、目1下水道費負担金につきましては、猶予取り消しに伴う受益者負担金現年度分260万円と過年度分100万円、合計360万円を計上しております。

款2使用料及び手数料、目1下水道使用料につきましては、325万立方メートルの有収水量を想定しまして4億1,800万円、下水道過年度使用料としまして450万円を予定し、合計4億2,250万円を計上しております。

款3繰入金につきましては8億2,887万円を計上しております。前年度比5,361万2,000円の増となっております。

次のページの款6町債につきましては、公共下水道事業債6,080万円、流域下水道事業債1,550万円、資本費平準化債1億8,880万円、合わせまして2億6,510万円の地方債を予定しております。対前年比は3,730万円の増となっております。

最後に、4ページの地方債でございますが、町債と同様の限度額を設定いたしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第32 議案第26号 平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算

議長（北川嘉明） 日程第32、議案第26号平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由

の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第26号平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算について説明を申し上げます。

平成20年度における前処理場事業特別会計の歳入歳出予算の総額は1億1,959万9,000円であり、前年度対比0.4%の減であります。

歳入の主な内容としましては、使用料及び手数料1,209万6,000円、繰入金1億600万1,000円、町債150万円等であり、歳出につきましては、前処理場費1億120万円、公債費1,839万9,000円を計上しております。また、地方債を1件設定しております。

詳細につきましては経済建設部長より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） ただいま上程されました議案第26号平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算の詳細説明を申し上げます。

まず、10ページの歳出からお願いします。

目1前処理場管理費、節11需用費の修繕料として、機械設備等の交換修繕に458万2,000円を計上しております。節13委託料につきましては、前処理場運転管理業務委託、年4回の水質分析委託、皮革汚水流入管渠洗浄作業委託等を合わせまして5,992万円を計上しております。

次のページの節19負担金補助及び交付金につきましては、揖保川浄化センターへの維持管理負担金を1立方メートル当たり115円としまして、水量は7万4,000立方メートルを予定し、805万円を計上しております。

続きまして、目2流域下水道事業費をお願いします。揖保川流域下水道建設負担金、兵庫西流域下水汚泥処理委託事業の償還、建設の負担金及び汚泥焼却負担金合わせまして933万8,000円を計上しております。対前年度比91万6,000円の増となっております。

続きまして、款2公債費をお願いします。

目1元金、節23償還金利子及び割引料につきましては、長期債元金償還金としまして1,177万9,000円を計上しております。前年度比26万9,000円の減となっております。

目2利子、節23償還金利子及び割引料につきましては、長期債利子償還金としまして662万円を計上しております。前年度比44万8,000円の減となっております。

次に、8ページ、歳入をお願いします。

款1使用料及び手数料、目1下水道使用料につきましては、1年間で5万7,600立方メートル、月平均4,800立方メートルの水量を見込みまして、1立方メートル当たり19年度と同額の210円でございますので、1,209万6,000円を計上しております。

款2繰入金につきましては、一般会計より対前年度比32万4,000円減額の1億600万1,000円を計上しております。

款5町債につきましては、揖保川流域下水道事業の建設負担金としまして150万円の起債を予定しております。

次に、4ページをお願いします。

第2表地方債では、町債と同様の限度額を設定しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第33 議案第27号 平成20年度兵庫県太子町水道事業会計予算

議長（北川嘉明） 日程第33、議案第27号平成20年度兵庫県太子町水道事業会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第27号平成20年度

兵庫県太子町水道事業会計予算について説明を申し上げます。

平成20年度の水道企業会計におきます第3条予算の営業収益は5億9,327万9,000円を見込み、収益的収入としては5億9,710万2,000円としております。

一方、事業費用においては、動力費、受水費、支払い利息、人件費、減価償却費、資産減耗費が全体の82%を占めており、これらの費用は今後も増加傾向にあります。

収益的支出の見込み額は5億4,894万6,000円であり、事業収益に対する決算見込み額は4,815万6,000円が当年度純利益になると予測しております。

次に、第4条予算の資本的支出につきましては、配水施設改良費5,387万3,000円、固定資産購入費312万9,000円、企業債償還金3,114万5,000円であり、支出総額8,814万7,000円を予定しております。その財源として、資本的収入において工事負担金100万円を予定しております。また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,714万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんすることとしております。

詳細につきましては経済建設部長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） ただいま上程されました議案第27号平成20年度兵庫県太子町水道事業会計予算の詳細説明を申し上げます。

予算書1ページ、第2条業務の予定量でございますが、給水件数については前年、前々年実績をもとに見込み、全体で1万2,881戸の予定をしております。年間総給水量については、工場的大幅な落ち込みの予測と給水実績等から推定し、前年度対比27万6,000トン減の528万2,000トンを見込んでおります。

主要な建設改良事業といたしましては、損

保線の整備に伴い沖代地内配水管移設工事、吉福浄水場内ドレン設置工事を予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額、第4条資本的収入及び支出の予定額につきましては、16ページ以降の参考資料の方で説明させていただきます。

第5条では、一時借入金の限度額を1億円と定め、第6条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして、職員給与費7,715万1,000円、交際費3万円と定め、また第7条では、たな卸資産購入限度額を300万円と定めるものでございます。

次に、水道事業会計予算に関する説明書3ページ、収益的収入及び支出、4ページ、資本的収入及び支出の実施計画につきましては、後ほど参考資料で説明させていただきます。

4ページの下欄は平成20年度の資金計画で、年度中の受け入れ支払いの現金収支予定を表示しております。翌年度への繰越額は4億7,848万6,000円を見込んでおります。

5ページから9ページまでにつきましては給与費の明細書でございますが、一般会計に準拠したもので、職員8名の人件費の支給方法でございます。

10ページ、11ページは、平成19年度水道事業予定貸借対照表でございます。

12ページ、13ページは、平成19年度の水道事業予定損益計算書でございます。決算見込みといたしましては、6,710万9,000円の損失を見込んでおります。

次に、14ページ、15ページでは、平成20年度予算を完全消化した場合の予定貸借対照表でございます。

続きまして、参考資料に入らせていただきます。

16ページ、収益的収入の部ですが、主なものを説明申し上げます。

収益の大宗をなす目1給水収益、節1水道使用料は、家庭用、業務用の落ち込み、工場用にあつては大幅な落ち込みを予測、そして

前年実績、経済情勢等を勘案し、5億4,960万8,000円を見込み、有収水量では475万4,000トンを見込んでおります。

目3その他営業収益、節3他会計負担金は、消火栓維持管理負担金として300万円、下水道使用料徴収事務費として2,164万円の合計2,464万円でございます。節4加入金につきましては、新規の申込件数、13ミリメートル240件、20ミリメートル24件を見込み、1,537万2,000円を予定しております。

17ページ、項営業外収益、目1受取利息及び配当金においては、この収益につきましては、昨今の金融情勢により低額でございますが、普通預金の受取利息及び資金運用の配当金として381万1,000円を見込んでおります。

次に、18ページ、収益的支出でございます。目1原浄水費は、浄水場、水源地関係の維持管理に要する経費でございます。節8光熱水費では、老原浄水場等の下水道使用料601万3,000円を計上しており、節10委託料としましては、水源施設の休日及び夜間の運転管理業務の委託経費、水質検査については、一般検査9項目、指標菌2項目を毎月、消毒副生成物検査等10項目は年2回、クリプトスポリジウム検査は年4回、全項目検査としては、原水の40項目、供給水50項目を年1回、農薬102項目を年1回、検査実施の委託経費、電気計装設備機器保守点検管理委託として各水源地、配水池の電気計装設備の維持補修に関する点検業務委託等合わせて1,715万3,000円を計上しております。節12修繕料については、吉福水源地中継ポンプ場のポンプのオーバーホール、取りかえを予定しています。節14動力費は、浄水場、各水源地、中継ポンプ場の電気代で4,800万円の計上となっております。節17受水費でございますが、西播磨水道企業団からは年間7万5,000トン、兵庫県企業庁から1日最大2,000トン、年間51万1,000トンを受水し、年間を通して安定供給に努めてまいります。経費としまして9,492万7,000円を計上しています。

次に、目2配水費でございます。この科目

は、配水管等配水施設の維持管理に関する経費でございます。節5委託料では、水道施設管理データ更新業務委託経費等266万2,000円、節7修繕料として、分水栓、配水管の修理、消火栓の補修等730万9,000円、節8路面復旧費においては、水道工事後舗装復旧工事費367万5,000円を予定し、節12調査費では、漏水調査の経費を計上しております。

20ページ、目3給水費につきましては、給水サービスに要する経費でございます。節10委託料において、水道メーター検針の委託、検査満了メーターの交換経費として755万3,000円となっております。

次に、21ページ目、総係費は全体の事務的な経費を計上しております。

目5減価償却費は規定の処理計算方法により積算しており、1億8,749万円の計上となっております。

22ページ、目7その他営業費用の材料売却原価では、量水器購入として検満量水器の交換用及び新規用の合計2,053個を予定しており、単価アップから1,011万2,000円となっております。

項営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費、節1企業債利息は、財務省財政融資資金の17件、公営企業金融公庫の22件分の借入利息として3,513万4,000円を予定しており、前年度対比273万2,000円の減となっております。

次に、24ページ、資本的収入におきましては、目1工事負担金として給水工事負担金100万円を予定しております。

25ページ、資本的支出においては、目1配水施設改良費、節4委託料では、立岡山北配水池整備計画による実施設計委託、節5工事請負費については、揖保線の整備に伴い沖代地内配水管移設工事、吉福浄水場内ドレン設置工事を予定しております。

目2固定資産購入費、節1機械及び装置購入費は、吉福水源地の送水ポンプ予備機の購入を予定しております。

目1企業債償還金については、財務省財政

融資資金にあつては16件、公営企業金融公庫18件であり、前年度対比329万円減の3,114万5,000円を予定しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本日、学校給食共同調理センター問題調査特別委員会の設置についての発議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思ひます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがつて、学校給食共同調理センター問題調査特別委員会の設置についての発議案を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 発議第1号 学校給食共同調理センター問題調査特別委員会の設置について

議長（北川嘉明） 追加日程第1、発議第1号学校給食共同調理センター問題調査特別委員会の設置についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して桜井公晴議員。

桜井公晴議員 発議者を代表いたしまして、ただいま上程をされました発議第1号の提案理由の説明を行います。

この件につきましては既に議会の議会運営委員会並びに全員協議会で皆さんと協議の上で提案するものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

提案理由ですが、設置の理由であります。平成20年2月13日に学校給食共同調理センターにおいて洗剤を混入するという事件が

惹起しました。その捜査は司直にゆだねております。

今回の事案については、これまでに内部告発や議会での指摘等に的確に対応せず、その原因をもほとんど解明されないまま給食事業が続けられており、起こるべきして起こった事件であると思われまふ。

事件発生後の対応についても、危機管理の甘さを感じられ、このままでは園児・児童・生徒に対して安全・安心の給食を供給することはおぼつかない。

そこで、今回の事件について、これまでの給食センターの管理運営、給食のあり方等の問題点を調査し、全容の検証、解明と再発防止を図り、今後安全・安心の給食が提供できるようにするために調査研究を行う特別委員会を設置する。

委員会の設置要綱であります。調査事項につきましては、事件の全容についての調査研究、2番目に、再発防止についての調査研究、3番目に、今後の安心・安全な給食を供給する体制等についての調査研究。

委員会の設置の根拠は、地方自治法110条及び本町委員会条例第5条の規定により設置し、先に述べました調査事項を調査するものであります。

委員会の名称といたしましては、学校給食共同調理センター問題調査特別委員会といたします。

委員の定数は7名以内といたします。

委員会の設置期間は、本日から調査事項の終了するまで、閉会中もお継続して、先に掲げた調査事項について調査を行います。

調査経費は、一般会計予算のうち議会費をもって必要な経費に充当いたします。

以上、よろしくご賛同のほどお願ひいたします。

議長（北川嘉明） 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。  
これから発議第1号を採決します。

本案を可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（北川嘉明） 挙手全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました学校給食共同調理センター問題調査特別委員会の設置についての委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手許に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、学校給食共同調理センター問題調査特別委員会の設置についての委員は、お手許に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午後5時38分）

（再開 午後5時38分）

議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告申し上げます。

休憩中に学校給食共同調理センター問題調査特別委員会が開催され、委員会条例第8条第2項に基づき、委員の互選により、委員長に上田富夫議員、副委員長に長谷川原司議員が選出されましたので、ご報告申し上げます。

以上で報告は終わります。

お諮りします。

本日、米兵による女子中学生拉致暴行事件に対する意見書と米兵による女子中学生拉致暴行事件に対する抗議決議が提出されまし

た。これを日程に追加し、追加日程第2、米兵による女子中学生拉致暴行事件に対する意見書、追加日程第3、米兵による女子中学生拉致暴行事件に対する抗議決議として直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、米兵による女子中学生拉致暴行事件に対する意見書の提出についてと米兵による女子中学生拉致暴行事件に対する抗議決議を日程に追加し、追加日程第2、第3として直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第2 意見書案第1号 米兵による女子中学生拉致暴行事件に対する意見書の提出について

議長（北川嘉明） 追加日程第2、意見書案第1号米兵による女子中学生拉致暴行事件に対する意見書の提出についてを議題とします。

職員に意見書案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して桜井公晴議員。

桜井公晴議員 ただいま追加日程で上程をされました意見書について、提案理由の説明と意見書案について説明をいたします。

この件につきましては、米兵による女子中学生拉致暴行事件に関する意見書でございます。平成20年2月10日、沖縄県において在沖縄海兵隊員による女子中学生拉致暴行事件が発生しました。

今回の事件は、1995年の米兵による少女暴行事件や2002年の米海兵隊少佐による婦女暴行未遂事件を想起させ、国民に強い衝撃と不安を与えております。

たび重なる事件、事故に米軍の再発防止策の弱さと日米地位協定の運用改善では対処できない厳しい現実を指摘し、抜本的改善策を

改めて求めるべきであります。

よって、政府関係機関へ上記件名の意見書を提出するものであります。

意見書を読み上げて提案にかえさせていただきます。

米兵による女子中学生拉致暴行事件に対する意見書（案）。

去る2月10日午後8時30分ごろ、沖縄県において在沖縄米海兵隊員による女子中学生拉致暴行事件が発生した。米兵は少女を車で連れ回した後、公園前路上で暴行、翌11日に強姦容疑で逮捕された。

今回の事件は、1995年の米兵による少女暴行事件や2002年の米海兵隊少佐による婦女暴行未遂事件を想起させ、この米兵による蛮行は国民に強い衝撃と不安を与えている。

復帰後の在沖縄米軍人、軍属等による犯罪件数は平成18年度末時点で5,451件に至り、改まらぬ米軍及び米兵の体質に激しい憤りを禁じ得ない。

たび重なる事件、事故に米軍の再発防止策の弱さと日米地位協定の運用改善では対処できない厳しい現実を指摘し、抜本的改善策を改めて求めるものである。

よって、当町議会は、日本国民として、自治体議会として、今回の女子中学生拉致暴行事件及び米軍に起因する相次ぐ事件、事故に関し、米軍当局並びに関係機関に対して満身の怒りを込めて抗議するとともに、事件、事故の再発防止等に向けて下記事項の徹底と実現を強く要請する。

記。1、事件の全容を解明するとともに速やかに公表し、被害者と家族に対する謝罪及び誠意を持った対応を行うこと。

2、在沖縄米軍人、軍属等の一層の綱紀粛正を図り、事件、事故の再発防止に向けて実効性ある施策を講じること。

3、日米地位協定の抜本的な見直しを図ること。

4、米軍基地の一層の整理縮小と海兵隊を含む兵力の削減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見

書を提出する。

平成20年2月28日。

内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省特命全権大使、沖縄防衛局長。

太子町議会議長北川嘉明。

以上、よろしく願いいたします。

議長（北川嘉明） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては議長にご一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

追加日程第3 決議案第2号 米兵による女子中学生拉致暴行事件に対する抗議決議

議長（北川嘉明） 追加日程第3、決議案第2号米兵による女子中学生拉致暴行事件に対する抗議決議を議題とします。

職員に決議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して桜井公晴議員。

桜井公晴議員 ただいまさらに追加上程されました決議につきまして、提案趣旨の説明と決議案について説明をいたします。

提案の理由は先と同じなんです、ここでははっきりしとかなないといけませんので、読み上げて提案にかえたいと思います。

平成20年2月10日、沖縄県において在沖縄海兵隊員による女子中学生拉致暴行事件が発生した。

今回の事件は、1995年の米兵による少女暴行事件や2002年の米海兵隊少佐による婦女暴行未遂事件を想起させ、国民に強い衝撃と不安を与えている。

たび重なる事件、事故に米軍の再発防止策の弱さと日米地位協定の運用改善では対処できない厳しい現実を指摘し、抜本的改善策を改めて求めるべきであります。

決議案を朗読して提案といたします。

米兵による女子中学生拉致暴行事件に対する抗議決議（案）。

去る2月10日午後8時30分ごろ、沖縄県において在沖縄米海兵隊員による女子中学生拉致暴行事件が発生した。米兵は少女を車で連れ回した後、公園前路上で暴行、翌11日に強姦容疑で逮捕された。

今回の事件は、1995年の米兵による少女暴行事件や2002年の米海兵隊少佐による婦女暴行未遂事件を想起させ、この米兵による蛮行は国民に強い衝撃と不安を与えている。

復帰後の在沖縄米軍人、軍属等による犯罪件数は平成18年度末時点で5,451件に至り、改まらぬ米軍及び米兵の体質に激しい憤りを禁じ得ない。

たび重なる事件、事故に米軍の再発防止策の弱さと日米地位協定の運用改善では対処できない厳しい現実を指摘し、抜本的改善策を改めて求めるものである。

よって、当町議会は、日本国民として、自治体議会として、今回の女子中学生拉致暴行事件及び米軍に起因する相次ぐ事件、事故に関し、米軍当局並びに関係機関に対して満身の怒りを込めて抗議するとともに、事件、事

故の再発防止等に向けて下記事項の徹底と実現を強く要求する。

記。1、事件の全容を解明するとともに速やかに公表し、被害者と家族に対する謝罪及び誠意を持った対応を行うこと。

2、在沖縄米軍人、軍属等の一層の綱紀粛正を図り、事件、事故の再発防止に向けて実効性ある施策を講じること。

3、日米地位協定の抜本的な見直しを図ること。

4、米軍基地の一層の整理縮小と海兵隊を含む兵力の削減を行うこと。

以上、決議する。

平成20年2月28日。

送付先、駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調査官、在沖米国総領事。

太子町議会議長北川嘉明。

以上、よろしく願いいたします。

議長（北川嘉明） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから決議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、決議案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました決議書の取り扱いについては議長にご一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は2月29日午前10時から再開します。  
本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。  
(散会 午後5時52分)